

補助金等検証シートの一覧

No	補助金名	課題No
10	自治振興補助金	1、3、5
62	老人クラブ補助金	1、3、5
113	児童育成クラブ運営助成金	1、3、5
16	市民自治協議会補助金	2
99	小学校全国大会等出場補助金	2、3
89	花と緑のわがまちづくり助成制度補助金	2
129	スポーツ指導者養成事業補助金	2
72	妊婦一般健康診査補助金	3
92	小学校いこまっ子キャンプ補助金	3
30	ナラ枯れ防除事業補助金	4
4	交通対策協議会補助金	5
124	文化芸術振興団体補助金	5
51	観光協会補助金	6
116	生涯学習推進連絡会等補助金	6
128	スポーツクラブ育成補助金	6

所属	地域コミュニティ推進課	会計	1	款	2	項	1	目	8	大	事業	3	自	治	振	興	費
----	-------------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	自治振興補助金	(2)創設年度(西暦)	1984	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市自治振興補助金交付要綱			
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)				
(5)交付区分	団体(固定)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称		自治会
(6)生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	○			
(7)補助金の導入経緯及び目的	地域のコミュニティを推進し、住み良い地域社会づくりを主たる目的として設置されている自治会に対し、その活動を地域に根付かせ、促進していくとともに、市と同じ目的である地域住民の福祉の向上のための公共性の高い活動について、住民の一定部分の負担を軽減するため導入している。行政の円滑な推進のため、本市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。			
(8)令和4年度予算額及び積算方法(補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)	予算額		58,855	千円
	(積算方法) 自治振興補助金 (均等割)150,000円×127自治会+(世帯割)1,000円×51,500(世帯数)×0.77%(自治会加入率)			
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額	令和4年度予算額(千円)		令和3年度実績見込額(千円)	
	総額	58,855	57,996	
	国・県補助金			
	その他特定財源()			
	一般財源	58,855	57,996	
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)			
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)			

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 住民の手による地域環境の整備活動、環境衛生の管理、防災・防犯、交通安全等をしていただくことにより、地域福祉の向上につながっている。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している 住民によるまちづくり、市民と行政との協働によるまちづくりが必要であり、社会情勢や市民ニーズに適合している。
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 第6次総合計画3-2-1市民協働・地域コミュニティ 市民との協働・協創によるまちづくりに取り組んでおり、市の基本的な政策方針に合致している。

(2) 必要性

①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある
今後協働を推進していく上で、自治会はまちづくりの最大のパートナーであり、また、市の業務の一端を担っている部分もあり、資金的に支援することが最も効果的である。	
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	C ある
広報の配布等は、一部業務委託として自治会へ支払うことも可能だが、自治会への依頼事項は多岐にわたり、補助金あるいは交付金としての支出が適している。	
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 達成されていない
地域環境の整備活動、環境衛生の管理、防災・防犯、交通安全、地域福祉の向上等、自治会活動全般に対する補助であるため。	

(3) 補助の効果(成果)

①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
地域住民の連携を図り、地域のコミュニティ推進による豊かな人間性を育み、住民の手による地域環境の整備活動・保全、環境衛生の管理、防災・防犯、交通安全、地域福祉の向上等に貢献しているため。	

(4) 補助内容の妥当性

①特定の具体的な事業に対する補助である。	×	(適合しない場合はその理由)
		自治会活動は、地域環境の整備活動、環境衛生の管理、防災・防犯、交通安全、地域福祉の向上など多岐にわたり、また、自治会毎に異なっており、全て地域住民の公益を目的としていることから、特定して交付することは難しい。
補助対象事業・補助対象経費		(具体的内容) (具体的内容)
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	A 明確である	(適合しない場合はその理由)
		(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由) 自治会 150,000円(均等割)+1,000円×世帯数
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的どおりである	(適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○	×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由		
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		

(5)補助期間	
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	× (適合しない場合はその理由) 補助金交付を中止した場合、現在の自治会の運営や事業を継続していくには、自治会費を増額する必要があり、自治会員の負担増につながる。ひいては、自治会加入率の減少等による市民自治への影響を及ぼすため終期を設定していない。
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)	
(6)実績報告等	
	(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	× 特定の事業補助でないため、領収書の添付は困難であり、収支決算書を添付。
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	×
(7)今後の方向性	
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も) 今後協働を推進していく上で、自治会はまちづくりの最大のパートナーであり、また、市の業務の一端を担っている部分もあり、資金的に支援することが最も効果的である。 H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)	自治会	(2)団体等の構成人数	38999 人		
		うち臨時職員	人		
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)	127自治会				
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
有料施設等の使用料補助を行っている					
場所や備品、消耗品等を無償貸与している	○	その他(ある場合は右に内容を記入)			
(5)((4)で該当項目がある場合)そのような支援を行っている理由	地域住民の自治会活動を奨励し、地区住民の生活の安定に寄与するため、開発事業に伴い集会所用地として業者から寄附をうけた公有財産や地区集会所として貸与している。				
(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	58,054 千円	58,094 千円	58,323 千円	58,589 千円	58,534 千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				
(7)補助金交付先に対する市の出資状況	無	有の場合出資額	千円		
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	○				
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。	○				
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	×	自治会活動全般に対する補助であるため。			

生駒市自治振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市行政との協働を推進し、各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、生駒市自治連合会に属する自治会とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、均等割の額と世帯割の額との合算額とする。

2 前項の均等割の額は、次のとおりとする。

(1) 4月1日現在において存する自治会（以下「既設自治会」という。） 1自治会につき年額150,000円

(2) 4月2日から9月30日までに新設された自治会（以下「新設自治会」という。） 1自治会につき年額75,000円

3 第1項の世帯割の額は、次のとおりとする。

(1) 既設自治会 4月1日現在における当該自治会の世帯数に1,000円を乗じて得た額

(2) 新設自治会 10月1日現在における当該自治会の世帯数に500円を乗じて得た額

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、生駒市自治振興補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、相当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとし、速やかにその決定の内容を書面により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の通知を受けた自治会は、当該年度終了後速やかに実績報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定の内容を書面により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 前条の通知を受けた自治会は、速やかに交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該年度終了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

(生駒市自治振興補助金交付要綱の廃止)

- 2 生駒市自治振興補助金交付要綱(昭和59年8月1日施行)は、廃止する。

(検討)

- 3 市長は、令和2年4月1日から3年を超えない日までに、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年度に補助金の交付を受けた既設自治会に係る平成21年度分の補助金の交付申請に限り、第4条の規定の適用については、同条各号は次の各号のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 役員名簿

(4) 前年度の収支決算書

(5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長

印

生駒市自治振興補助金交付申請書

年度自治振興補助金の交付を受けたいので、生駒市自治振興補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

世帯数	世帯
交付申請額	円
補助金算出根拠	均等割 円
	世帯割 円 × 世帯
	合計 円
添付書類	1 事業計画書
	2 収支予算書
	3 役員名簿
	4 その他

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

生駒市長 様

自治会名

自治会長

印

実 績 報 告 書

年度自治振興補助金について、生駒市自治振興補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定通知	年 月 日付け通知 生 第 号
交付決定額	円
補助事業の 完了年月日	年 月 日
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他

所属	福祉政策課	会計	1	款	3	項	1	目	4	大	事業	8	老人クラブ活動助成金
----	-------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	------------

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	老人クラブ補助金		(2)創設年度(西暦)	平成9	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市老人クラブ活動補助金交付要綱				
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)	老人福祉法・厚生労働省				
(5)交付区分	団体(固定)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称		生駒市老人クラブ連合会	
(6)生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	○				
(7)補助金の導入経緯及び目的	生駒市老人クラブ連合会、小学校校区老人クラブ連合会及び単位老人クラブの生きがい活動、地域活動、健康増進活動等の活動をより推進していくために、補助金交付を行っている。				
(8)令和4年度予算額及び積算方法(補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	4,184 千円	
	(積算方法) 適正老人クラブ 5,000円×12ヶ月×44クラブ 小規模老人クラブ 3,000円×12ヶ月×5クラブ 連合会活動助成 240,000円+90円×4,600人 校区老人クラブ連合会活動助成 50,000円×12校区 社会教育施設使用料補助金 110,000円				
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)		令和3年度実績見込額(千円)
	総額		4,184		4035
	国・県補助金		1,285		1163
	その他特定財源()				
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等		適正老人クラブ 2,700円/月×クラブ数×2/3 小規模適正老人クラブ 1,350円/月×クラブ数×2/3 連合会活動助成 55円×会員数×2/3 各種事業(1事業上限あり)×2/3		
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)				
	社会教育施設使用料補助				
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的) 高齢者の自立、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりの推進を図るため創設された。				

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 補助金を交付することにより、高齢者の生きがいづくり、地域活動、健康増進活動につながっている考えられる。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している 高齢化が進展する中、当団体は高齢者の生きがいづくりの活動を行っており、その活動に対する支援は、社会情勢に適合していると考えられる。
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 第6次総合計画においても、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、地域で支え合う意識の醸成を高め、高齢者の安心・安全が確保できる仕組みの構築するため、老人クラブ連合会への補助事業が掲げられている。

(2) 必要性	
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある
老人福祉法にあるように、国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有するため。	
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	A ない
活動に対する補助である性質のため	
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 達成されていない
生きがい活動、地域活動、健康増進活動等の活動をより推進することにつながっていると判断できる。ただし、老人クラブの存続のためには、継続的に補助を行っていく必要がある。	
(3) 補助の効果(成果)	
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
高齢者の生きがいづくり、健康増進等へ寄与していると考えられる。	
(4) 補助内容の妥当性	
①特定の具体的な事業に対する補助である。	× (適合しない場合はその理由) 老人クラブの活動全般に対する補助であり、特定の事業に対する補助ではない。また、事業は多岐に渡っているため、個々の事業に補助するのは困難である。
補助対象事業・補助対象経費	(具体的内容) (具体的内容) 老人クラブ連合会、校区老人クラブ、単位老人クラブの生きがい活動、地域活動、健康増進活動
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	C 不 明確 である (適合しない場合はその理由) 単価の設定根拠は明確ではないが、多岐に渡る活動の個々の事業内容について、補助単価を設定するのは困難であると思われる。
補助率又は単価の設定根拠	(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由)
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的 的ど おり である (適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○ ×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由	
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額・内容	
(5) 補助期間	
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	× (適合しない場合はその理由) 活動に対する助成であるため、終期の設定はそぐわない。
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)	

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	×	老人クラブ連合会事務局である社会福祉協議会へ県の補助事業に係る領収書等を提出させている。
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	1件当たり100万円以上の経費は発生しない。

(7)今後の方向性	
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も)
	高齢化が進む中、高齢者の生きがいづくり活動や地域活動などをより推進していく必要があると考えられるため。
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)	生駒市老人クラブ連合会	(2)団体等の構成人数	4460人
		うち臨時職員	人
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)			
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)			
市が事務局業務を行っている	<input type="checkbox"/>	有料施設等の減免を行っている	<input type="checkbox"/>
		有料施設等の使用料補助を行っている	○
場所や備品、消耗品等を無償貸与している	<input type="checkbox"/>	その他(ある場合は右に内容を記入)	
(5)((4)で該当項目がある場合)そのような支援を行っている理由	社会教育施設の使用料における減免額の全廃(H23年度～)は、老人クラブの活動に大きな負担となっており、単位老人クラブの補助金額を減額した際(H24年度)、影響が大きすぎるため、総会等の会議に係る社会教育施設使用料については本補助金において補助するものとした。		
(6)補助金交付先の収支状況			
	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額	4,020千円	4,102千円	4,237千円
歳入決算総額	1,093千円	1,273千円	1,195千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円		
(7)補助金交付先に対する市の出資状況	無	有の場合出資額	千円
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	○	単位老人クラブでは、会費を徴収している。	
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。	○		
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	×	老人クラブの活動に対する補助ではあるが、対象経費の明確な規定はない。	

生駒市老人クラブ活動補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、生駒市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）、小学校校区老人クラブ連合会及び単位老人クラブの生きがい活動、地域活動、健康増進活動等の活動をより推進していくために、補助金を交付することを目的とする。

2 補助金の交付に関し必要な事項は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 単位クラブ活動助成費 5,000円（適正老人クラブ）×活動クラブ延月数
3,000円（小規模老人クラブ）×活動クラブ延月数

(2) 校区老人クラブ連合会活動助成費 50,000円×連合会数

(3) 連合会活動助成費 240,000円×1団体+90円×会員数

特別事業については、実際に要した額

(4) 社会教育施設等使用料助成費 補助金を交付する年度の4月1日から翌3月31日までの間に実際に要した額に対して、予算の範囲内において、市長が適当と認める額

2 前項に定める補助金の額の算定における単位老人クラブの規模は次のとおりとする。

(1) 適正老人クラブ 会員数が30人以上の単位老人クラブ

(2) 小規模老人クラブ 会員数が30人未満の単位老人クラブ

(補助金の交付申請)

第3条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、小学校校区老人クラブ連合会、交付申請時に活動している単位老人クラブの活動にかかる補助金、連合会の活動にかかる補助金及び社会教育施設等の使用にかかる補助金をあわせて一括申請するものとし、交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付条件等)

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示、又は条件を付することができる。

(検査等)

第6条 市長は、必要があるときは、連合会に対して補助事業に関する報告を求め、又は市長の命じた職員をして補助事業にかかる書類、帳簿等の検査を行わせることができるものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 連合会は、補助金の交付決定の通知を受けたときは、速やかに生駒市老人クラブ活動補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求書を受理した場合において適当と認めるときは、連合会に対して補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 連合会は、補助事業完了後、市長の定める期日までに補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定の通知は、生駒市老人クラブ

ブ活動補助金確定通知書により、連合会に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、連合会が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 第5条の規定により市長が付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合においても、当該取り消しについて、期限を定めて既に交付された補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる年度分の補助金に係る新要綱第2条第1項第1号の規定の適用については、同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、新要綱第2条第1項第1号中「5,000円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句と、「3,000円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成24年度	8,000円	5,000円
平成25年度	7,000円	4,500円

平成26年度	6,000円	4,000円
平成27年度	5,000円	3,500円

所属	こども総務課	会計	1	款	3	項	2	目	6	大	事業	1
----	--------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	児童育成クラブ運営助成金	(2)創設年度(西暦)	1984	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市児童育成クラブ助成金交付要綱			
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)	児童福祉法(子ども・子育て支援事業)・厚生労働省			
(5)交付区分	団体(固定)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称	生駒市学童保育運営協議会	
(6)生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	○			
(7)補助金の導入経緯及び目的	児童福祉法第21条の10において、「市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実状に応じた放課後児童健全育成事業(小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童更正施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業)を行うとともに、その利用の促進に努めなければならないと規定されている。その運営に要する費用に対する助成を予算の範囲内において助成金を交付する。			
(8)令和4年度予算額及び積算方法(補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	213,180 千円
	(積算方法)			
	通常分 400,000円×27学童×12月=129,600,000円 延長保育分 46,000円×27学童×12月=14,904,000円 調整助成金 68,675,198円			
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)
	総額		213,180	209,020
	国・県補助金		122,489	120,594
	その他特定財源()			
	一般財源		90,691	88,426
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	別添のとおり(補助率2/3)		
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)			
	児童育成クラブの運営費の9割以上は指導員の人件費であり、その財源として保護者が負担する保育料以外は補助金で賄っている。よって、県補助金では運営費が不足するため補助単価を上乗せし、なお不足する分は、予算の範囲内において調整補助金を交付することになっている。			
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)			
	放課後の児童の健全育成の向上を図るため、市町村に対し、市町村が実施する放課後児童健全育成事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。			

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている
補助金を支出することにより、学童保育所の安定した運営が図れるので、留守家庭児童の健全な育成を図ることができる。	
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している
保護者の就労環境の多様化に伴い、学童保育所のニーズは高まっている中、保育の質を確保する必要がある。	
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している
学童保育所における快適な保育環境確保のため、学童保育施設の整備や指導員の資質の向上を図っていくことが子育て支援につながる。	

(2) 必要性	
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある
昭和59年に生駒市と生駒市学童保育運動連絡協議会が締結した覚書において、生駒市は、過去実施してきた学童保育の施策を尊重するとともに、学童保育の発展のために運営協議会を設立するとされている。	
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
経費のほとんどをしめるのは現在雇用している指導員の人件費であることから、運営形態の変更による市負担額の削減は望めず、前述した覚書に基づく現在の運営形態と補助形式が最適である。	
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	B ある程度達成されている
(上記のように評価した具体的理由)	
現在は補助金を交付することにより学童保育所の安定した運営を図ることができているが、継続的な運営を行う事業であるため、今後も補助が必要である。	
(3) 補助の効果(成果)	
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
学童保育指導員の安定な確保が図れたので、安心した保育の場を提供することができた。	
(4) 補助内容の妥当性	
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○ (適合しない場合はその理由)
補助対象事業・補助対象経費	(具体的内容) (具体的内容) 放課後児童健全育成活動(学童保育所の運営)に要する経費の一部
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	B 一部 不明確な部分がある (適合しない場合はその理由) 学童保育の実施内容、受益者負担のあり方、学童保育運営協議会の収支状況を踏まえて補助単価を設定している。
補助率又は単価の設定根拠	(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由) 小学校児童が10人以上15人未満の1クラブにつき月額200,000円 小学校児童が15人以上の1クラブにつき月額400,000円 上記のクラブで延長保育を実施する1クラブにつき月額46,000円
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的 的 お り あ る (適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○ ×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由	
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額・内容	
(5) 補助期間	
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	○ (適合しない場合はその理由)
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)	2024年3月31日

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	

(7)今後の方向性	
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も) 児童福祉法第21条の10において「市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実績に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、対象児童の放課後児童健全育成事業の利用促進に努めなければならない。」と規定されているとおり、子育て支援施策として必要不可欠である。
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)	生駒市学童保育運営協議会		(2)団体等の構成人数	人
			うち臨時職員	人
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)				
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)				
市が事務局業務を行っている	○	有料施設等の減免を行っている	○	有料施設等の使用料補助を行っている
場所や備品、消耗品等を無償貸与している	○	その他(ある場合は右に内容を記入)		
(5)((4)で該当項目がある場合)そのような支援を行っている理由	施設維持管理は生駒市としており、運営を生駒市学童保育運営協議会へ委託をしている。市、生駒市学童保育運動連絡協議会及び学童保育指導員会の代表で構成し、事務局を市学童保育担当課に置くこととしているため。			

(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	330,621 千円	328,629 千円	295,700 千円	282,705 千円	258,527 千円
歳入決算総額	352,348 千円	328,629 千円	295,700 千円	282,705 千円	258,527 千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				

(7)補助金交付先に対する市の出資状況	無	有の場合出資額	千円
---------------------	---	---------	----

(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理	判断理由
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。	
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	

生駒市児童育成クラブ助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、留守家庭児童等の放課後における健全育成に資するため、児童健全育成活動を行う団体(以下「団体」という。)に対して、当該活動に要する経費の一部について、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則19号。以下「規則」という。)に定めるもののほかこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成金の交付対象団体)

第2条 助成金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する児童育成クラブ(以下「クラブ」という。)を運営するものとする。

- (1) 週5日以上児童健全育成活動を実施しているクラブ
- (2) 留守家庭児童等の放課後の健全育成を目的とし、当該児童等の保護者の連帯のもとに運営されているクラブ
- (3) 毎月1日において、小学校児童10人以上(1年から4年までの児童が過半数以上)で構成されているクラブ。ただし、17時を超えて1時間以上保育を実施(以下「延長保育」という。)するクラブにおいては、毎年4月1日以降において、小学校児童5人以上で構成しているクラブ

(助成金の額)

第3条 助成金の額、次のとおりとする。

対象クラブ	助成金の額
小学校児童が10人以上15人未満のクラブ	1クラブにつき 月額 200,000円
小学校児童が15人以上のクラブ	1クラブにつき 月額 400,000円
上記のクラブで延長保育を実施するクラブ	1クラブにつき 月額 46,000円

(助成の承認申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、児童育成クラブ助成承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 児童育成クラブ調査書（様式第2号）

(2) 在籍児童名簿（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（助成の通知）

第5条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、速やかに必要な審査を行い、助成の適否及び助成の金額を決定し、児童育成クラブ助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

この場合において、助成金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（助成金の請求等）

第6条 助成金交付承認決定を受けた団体は、速やかに、児童育成クラブ請求書（様式第5号）に収支予算書（様式第6号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、必要な審査を行い、適当と認めた場合は、助成金を交付するものとする。

（指示、監督及び検査）

第7条 市長は、助成金の使途及び児童育成クラブの運営実態について、必要な指示又は監督を行うとともに検査をすることができる。

（精算報告）

第8条 助成金の交付を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに児童育成クラブ助成金精算報告書（様式第7号）に、収支決算書（様式第8号）を添えて市長に提出しなければならない。

（助成金の返還等）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた団体が次の各号の1に該当したときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還することを命ずることができる。

(1) この告示違反したとき、又は第5条の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(2) 第7条の規定による指示若しくは監督に従わなかったとき、又は検査を拒んだとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 助成金の交付を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内の日又は当該年度3月31日のいずれか早い日において、助成金に余剰金が生じたときは、第3条の規定にかかわらず、速やかに市長に返還するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、児童育成クラブを運営する団体について特別な事情があると認める場合は、予算の範囲内において、調整補助金を交付することができる。

附 則 (昭和59年12月生駒市告示第103号)

この告示は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月生駒市告示第24号)

この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年12月生駒市告示第106号)

この告示は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月生駒市告示第24号)

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年1月生駒市告示第13号)

この告示は、昭和62年1月30日から施行、昭和62年1月1日から適用する。

附 則 (昭和62年4月生駒市告示第27号)

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年1月生駒市告示第7号)

この告示は、昭和63年1月18日から施行し、昭和63年1月1日から適用する。

附 則（昭和63年4月生駒市告示第34号）

この告示は、告示の日から施行し、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月生駒市告示第25号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の第3条の規定は昭和64年1月1日から適用する。

附 則（平成元年4月生駒市告示第32号）

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年10月生駒市告示第107号）

この告示は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年4月生駒市告示第31号）

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月生駒市告示第19号）

この告示は、平成3年3月4日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成2年12月1日から適用する。

附 則（平成3年5月生駒市告示第58号）

この告示は、平成3年5月13日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年1月生駒市告示第2号）

この告示は、平成4年1月22日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成3年12月1日から適用する。

附 則（平成4年4月生駒市告示第36号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月生駒市告示第16号）

この告示は、平成5年2月10日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成4年12月1日から適用する。

附 則（平成7年8月生駒市告示第98号）

この告示は、平成7年8月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成 16 年 12 月生駒市告示第 227 号）

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月生駒市告示第 89 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月生駒市告示第 82 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月生駒市告示第 52 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

所属	地域コミュニティ推進課	会計	1	款	2	項	1	目	8	大	事業	9	市民参画協働推進事業費
----	-------------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	-------------

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	市民自治協議会補助金		(2)創設年度(西暦)	平成28	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市地域まちづくり活動支援補助金交付要綱				
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)					
(5)交付区分	団体(固定)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称	自治会をはじめNPO等各種団体で構成された組織		
(6)生駒市補助金交付規則への適合(適合していない場合はその理由)	○				
(7)補助金の導入経緯及び目的	生駒市自治基本条例第43条の規定に基づき、地域課題を地域で解決すべく市民自らが行動していく組織として小学校区程度以下の地域で構成される市民自治協議会に対する財政的支援を行う。				
(8)令和4年度予算額及び積算方法(補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	1,500	千円
	(積算方法) 500(千)円×2団体+250(千)円×2団体 ・協議会:経費対象の相当額(上限50万円) ・準備会:経費対象の1/2(上限50万円)				
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)	
	総額		1,500	561	
	国・県補助金				
	その他特定財源()				
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等				
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)				
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)				

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	B ある程度つながっている 自発的な活動として安全・安心・防犯・防災など地域で取組、地域の連帯感や助け合いの一色が高まりつつある公益性の活動に繋がっている。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	B ある程度適合している 多様化している市民ニーズに応じながら、まちづくりを効率的・効果的に推進していくためには、住民、地域団体、行政が一体となって取り組む市政運営が求められ、本事業は、地域のことは地域で考え、市民自らが行動していく組織として設立を目指すものであり今後必要な取組と考える。
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 第6次総合計画3-2-1市民協働・地域コミュニティ まちづくりにおける最高規範である生駒市自治基本条例第43条に明記していることから、市の基本的な政策方針に合致している。

(2)必要性	
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	B 一定程度ある
市民自治協議会の立ち上げ支援には、人的支援、財政的支援等において一定の関与が必要。	
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	A ない
自助・共助・公助というような役割分担の中で、地域課題を地域全体で支え合うための仕組みをつくる上では公助の部分では市が補助金として財政的支援で担うことが必要と考える。	
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	B ある程度達成されている
単一の自治会だけでは解決できない課題等を、役割分担しながら協働して解決していくための組織として構築されている。地域の連帯感や助け合いの一角が高まり、自発的な活動として進んでいる	
(3)補助の効果(成果)	
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治協議会が設立されることで、地域に一体感が生まれる。 ・各種団体等が協力することで、ノウハウを共有し、多様な人材を確保することができる。 ・個々の団体では解決できなかった課題が解決できるようになる。 ・地域内の人材を適切に配置することで、効率的な役割分担が可能になり、負担の分担や軽減につながる。 	
(4)補助内容の妥当性	
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○ (適合しない場合はその理由)
補助対象事業・補助対象経費	(具体的内容) (具体的内容) 地域の課題解決につながる事業に要する経費 消耗品費、謝礼、備品、使用料等
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	B 一部不明確な部分がある (適合しない場合はその理由)
補助率又は単価の設定根拠	(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由) ・協議会:経費対象の相当額(上限50万円) ・準備会:経費対象の1/2(上限50万円)
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的どおりである (適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○ ×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由	
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額・内容	
(5)補助期間	
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	× (適合しない場合はその理由)
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)	活動を定着させるためには、継続した支援が必要。

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	×	該当する項目が無
(7)今後の方向性		
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も)	
	自助・共助・公助というような役割分担の中で、地域課題を地域全体で支え合うための仕組みをつくる上では公助の部分では市が補助金として財政的支援で担うことが必要と考える。 H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)	

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)	自治会をはじめNPO等各種団体で構成された組織	(2)団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3)交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)	やまびこネットワーク(吉小小学校区) あいさつタウン南ネットワーク(生駒南、生駒南第2小学校区) 中地区健康まちづくり協議会(生駒・桜ヶ丘小学校区) 鹿ノ台中学・小学校区防災協議会				
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている	○ 有料施設等の使用料補助を行っている		
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他(ある場合は右に内容を記入)			
(5)((4)で該当項目がある場合)そのような支援を行っている理由	地域の活動拠点の確保のため、支援を行っている。				
(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	951 千円	988 千円	927 千円	957 千円	749 千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				
(7)補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	○				
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。	○				
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	○				

生駒市地域まちづくり活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市自治基本条例（平成21年6月条例第20号。以下「条例」という。）第43条に規定する市民自治協議会（以下「市民自治協議会」という。）又はその設立を目指す組織に対し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象組織)

第2条 補助の対象となる組織は、次の各号のいずれかに該当する組織とする。

- (1) 生駒市市民自治協議会の認定に関する要綱（平成28年4月1日施行）第4条第1項の規定により市民自治協議会として認定を受けた組織
- (2) 概ね小学校区内の自治会、NPO等で構成され、規約等を持ち、地域の課題解決に対して自主的に取り組む組織で、市民自治協議会の設立を目指すものであること

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該小学校区内の課題解決を図るために取り組む事業で、市民に開かれたものであること。ただし、次に掲げるものでないこと。

- (1) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (2) 政治的、宗教的又は営利を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度に本市から補助対象事業に係る別の補助金の交付を受けている事業
- (5) その他この要綱の趣旨にそぐわない事業

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定める経費で市長が必要と認めるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号の組織については、補助対象経費相当額とし、50万円を限度とする。
- (2) 第2条第2号の事業については、補助対象経費の額の2分の1以内とする。
ただし、50万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る事業計画書
- (2) 補助対象事業に係る事業収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、予算の範囲内において団体に交付する補助金の額を定め、交付の決定をし、申請者に通知するものとする。

（交付決定前の事業着手）

第8条 補助金の交付申請を行おうとする組織は、補助対象事業の効果的な実施を図るためその他やむを得ない事情により交付決定前に当該事業に着手する場合は、当該交付申請の際に市長に届け出なければならない。

（変更承認）

第9条 第7条の規定による通知を受けた組織（以下「交付決定組織」という。）

は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第2号）及びその他市長が必要とする書類を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付決定組織に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定組織は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る事業報告書

(2) 補助対象事業に係る事業収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告の内容を調査し、この要綱の規定に沿った適正なものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告のあった交付決定組織に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により通知を受けた組織（以下「交付確定組織」という。）に対し、確定した額を補助事業の完了後において交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括し、又は分割して事前に交付することができる。

（交付の請求）

第13条 第11条の規定により通知を受けた交付確定組織が補助金の交付を受

けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする場合に準用する。

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成34年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助の交付の対象となる経費

経費の種類	内 容
1 人件費	事業実施のために雇用したアルバイト等の賃金
2 報償費	講師、専門家、出演者等への報償、謝礼等（団体構成員に対するものは除く。）
3 需用費	チラシ、ポスター、報告書等の作成費及び印刷費並びに材料、消耗品等の購入費等
4 役務費	通信運搬費、行事保険料等
5 使用料及び賃借料	会場使用料、機器類の賃借料等（団体構成員に対するものは除く。）
6 その他の経費	その他市長が必要かつ適切と認める経費

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

生駒市長 様

申請者 団体名

代表者氏名 印

代表者住所

生駒市地域まちづくり活動支援補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、生駒市地域まちづくり活動支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の名称	
総 事 業 費 (A)	円
補助対象経費の合計 (B)	円
事業によって得られる収入 (C)	円
補助金交付申請額 (D) ※「補助金交付申請額」は、上限 50 万円	円

- 添付書類
- 1 補助対象事業に係る事業計画書
 - 2 補助対象事業に係る事業収支予算書
 - 3 その他

様式第2号（第9条関係）

事業計画（変更・中止）承認申請書

年 月 日

生駒市長 様

申請者 団体名

代表者氏名 印

代表者住所

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた生駒市地域まちづくり活動支援補助金の事業計画について、下記のとおり（変更・中止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の名称	
変更の理由	
変更の概要	
変更後の補助金額	円

- 添付書類
- 1 変更後の補助対象事業に係る事業計画書
 - 2 変更後の補助対象事業に係る収支予算書

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

生駒市長 様

申請者 団体名

代表者氏名 印

代表者住所

実 績 報 告 書

生駒市地域まちづくり活動支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

交付決定通知	年 月 日付け生市活第 号
補助対象事業の名称	
補助対象事業の完了年月日	
総事業費	
補助金の交付決定額	
補助金の交付予定額	

- 添付書類
- 1 補助対象事業に係る事業報告書
 - 2 補助対象事業に係る事業収支決算書
 - 3 その他

所属	教育総務課	会計	1	款	8	項	2	目	2	大	事業	1
----	-------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	小学校全国大会等出場補助金	(2)創設年度(西暦)	①2000 ②2017	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	①全国小中学校体育大会等出場補助金交付要綱 ②生駒こどもチャレンジ事業補助金交付要綱			
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)				
(5)交付区分	団体(固定)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称		市内公立小学校
(6)生駒市補助金交付規則への適合(適合していない場合はその理由)	○			
(7)補助金の導入経緯及び目的	小学校教育の一環として、児童相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図るために開催される競技大会に出場した児童の保護者負担の軽減をはかるため。			
(8)令和4年度予算額及び積算方法(補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)	予算額		700 千円	
	(積算方法)			
	(積算方法)			
	①500,000円(1校あたり100万円を限度に、2/3を補助)			
	②200,000円(1校あたり20万円を限度に、10/10を補助)			
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額	令和4年度予算額(千円)		令和3年度実績見込額(千円)	
	総額	700	10	
	国・県補助金			
	その他特定財源()			
	一般財源	700	10	
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)			
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)			

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている
小中学校教育の一環として児童生徒相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図ることができるため。	
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している
対象となる大会を幅広く設定しており、社会情勢や市民ニーズに一致している。	
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している
自分の夢を持ち、自信を持って自己実現を図り、自己有用感を高めるための心の教育の充実と健やかな体を育成する取組の推進につながっており、政策方針に合致している。	

(2)必要性	
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある
補助対象となるのは生駒市内の公立小学校に所属する児童であるため。	
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	A ない
競技大会に出場した児童生徒の宿泊費及び交通費を補助するものであるため。	
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 達成されていない
全国大会に出場する児童を支援するものであり、対象となる児童は年度ごとに異なるため。	
(3)補助の効果(成果)	
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
自分の夢を持ち、自信を持って自己実現を図り、自己有用感を高めるための心の教育の充実と健やかな体を育成する取組の推進につながっていると考えられるため。	
(4)補助内容の妥当性	
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○ (適合しない場合はその理由)
補助対象事業・補助対象経費	(具体的内容) (具体的内容) 競技大会に出場した児童生徒の宿泊費及び交通費
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	B 一部不明確な部分がある (適合しない場合はその理由) 補助対象経費の2/3以内または10/10。本来補助対象経費は1/2以内ではあるが、子育て世代への支援の充実という面から補助率を設定している。
補助率又は単価の設定根拠	(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由) 宿泊料の額は生駒市職員の旅費支給条例に規定する一般職の職員の宿泊料を限度とし、交通費の額は生駒市職員の旅費支給条例に規定する一般職の職員の例により算出した小中学校から競技大会の会場の最寄の駅又は停留所までの往復の交通費の額としている。なお、補助率2/3の設定に当たっては、保護者負担の増加につながらないように設定している。
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的どおりである (適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○ ×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由	
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額・内容	

(5)補助期間		(適合しない場合はその理由)
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	×	補助対象となる大会は継続的に実施されるものであり、終期が設定されていないため。
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)		
(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	
(7)今後の方向性		
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も)	
	市内児童生徒のさらなる活躍を支援するため、継続的に実施する。	
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)	

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)		(2)団体等の構成人数	人
		うち臨時職員	人
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)			
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)			
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている	
		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他(ある場合は右に内容を記入)	
(5)((4)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			
(6)補助金交付先の収支状況			
	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円		
(7)補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。			
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。			
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。			

全国小中学校体育大会等出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、小中学校教育の一環として児童生徒相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図るために開催される競技大会（以下「競技大会」という。）に出場した児童生徒の保護者の負担の軽減を図るため、当該児童生徒に係る本市の小中学校に対し予算の範囲内において全国小中学校体育大会等出場補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる競技大会に出場した児童生徒の宿泊費及び交通費（当該競技大会の実施要綱に規定されている出場者数を超えて出場した場合にあっては、当該実施要項に規定されている人数分の宿泊費及び交通費）とする。

- (1) 財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会
- (2) 財団法人近畿中学校体育連盟及び近畿各府県教育委員会が主催する近畿中学校総合体育大会
- (3) 前2号に規定する競技大会に相当する規模で開催される文化クラブの競技大会で市長が必要と認めるもの

2 前項の宿泊費の額は、1人1夜につき生駒市職員の旅費支給条例（平成2年6月生駒市条例第14号）別表第1に規定する一般職の職員の宿泊料の額を限度とする。

3 第1項の交通費の額は、生駒市職員の旅費支給条例に規定する一般職の職員の例により算出した小中学校から競技大会の会場の最寄りの駅又は停留所までの往復の交通費の額とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とする。

2 1会計年度に交付される補助金の額は、1校当たり1,000,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする小中学校の校長は、補助金交付申請書に宿泊費及び交通費の算出明細書並びに競技大会の実施要項を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、事業を完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 大会出場結果

(2) 宿泊費及び交通費の領収書の写し

(補助金の額の確定)

第8条 市長は前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と定めるときは、補助金の額を確定し、当該実績報告を行った者に通知する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行し、改正後の全国中学校体育大会等
出場補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

生駒子どもチャレンジ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号)に定めるもののほか、生駒市立小中学校の児童生徒(以下、「児童生徒」という。)の科学的・文化的各種コンテスト(以下、「コンテスト」という。)への参加を推奨することにより、児童生徒の創造性を培い、達成感を味わうとともに自己肯定感を高めるため、各種団体が主催するコンテストに参加する市立小中学校に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、生駒市及び生駒市教育委員会から補助を受けている事業並びに国又は地方自治体が主催するものを除き、各種団体の主催するコンテストに参加する当該児童生徒に係る経費で、市長が必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、備品及び消耗品費・参加費・旅費の合計額で、1校20万円を上限とする。

2 前項の旅費の額は実費とし、生駒市職員の旅費支給条例(平成2年6月30日生駒市条例第14号)に規定する一般職の職員の区分に応じた往復の交通費及び宿泊料の合計額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 生駒子どもチャレンジ補助事業実施計画書(様式第2号)
- (2) コンテスト開催要綱
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後10日以内を目処に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 生駒子どもチャレンジ補助事業実績報告書(様式第3号)

(2) 領収書の写し

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、当該実績報告を行った者に通知するものとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 市長は、令和2年6月1日から3年を越えない日までに、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

所属	花のまちづくりセンター	会計	1	款	6	項	3	目	3	大	事業	3
----	-------------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	花と緑のわがまちづくり助成制度補助金	(2)創設年度(西暦)	2008	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱			
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)				
(5)交付区分	団体(公募)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称		
(6)生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	○			
(7)補助金の導入経緯及び目的	平成20年4月制定。生駒市緑の基本計画に基づき、平成19年度まで実施していた「花苗交付制度(自治会からの申請に基づき市が購入した花苗を交付し、地域での緑化活動を行う制度)」に代わり、自治会、管理組合、事業所又は地域の緑化グループの実施する緑化活動に対する助成制度(花苗、種子、球根、樹木(低木)、プランター、土、肥料の原材料の購入費用を対象とする)に変更し、地域における花と緑と自然のまちづくりを推進する目的で定めた。			
(8)令和4年度予算額及び積算方法 (補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	6,204 千円
	(積算方法) (積算方法)58,000円×107件			
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)
	総額		6,204	5,590
	国・県補助金			
	その他特定財源(生駒市みどりの基金)		6,204	5,590
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)			
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)			

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 現在、本制度を利用して約100団体が地域の緑化活動を継続されており、花や緑を通じて地域コミュニティの増進、助け合いの交流、心の安らぎなど、市民のQOLの維持・向上につながっている。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している 地域の公園や道路などの公共空間に花や緑があることで、市民や来訪者に安らぎを与えるとともに、都市景観の構成要素になっており、花や緑に対する関心度が高い市民ニーズに適合している。
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 生駒市緑の基本計画に基づき、生駒市みどりの基金を花と緑と自然のまちづくりに活用しているため、政策方針に合致している。

(2)必要性	
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある
公園などの公共空間において、市が現在の状況と同じ環境を維持管理することとなると、補助金以上の費用が生じるので、費用対効果を考慮すると、市が補助金で市民の自主的活動を支援することは、妥当である。	
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	A ない
市が直接緑化資材を購入して植栽したり、請負業者に発注して行くと、助成制度に比べて莫大な費用が掛かるだけでなく、各地域における公園や花壇に対する愛着が失われる。	
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 達成されていない
約100団体に利用していただいているが、さらに多くの自治会等に利用していただき、花と緑と自然のまちづくりを推進する必要がある。	
(3)補助の効果(成果)	
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
公園や道路など100カ所を超える場所が緑化されて、花壇の手入れが継続して実施されている。市が直接委託した場合と費用を比べると、断然効果的である。	
(4)補助内容の妥当性	
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○ (適合しない場合はその理由)
補助対象事業・補助対象経費	(具体的内容) (具体的内容)地域の緑化活動の原材料の購入費用
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	B 一部不明確な部分がある (適合しない場合はその理由) 従前に花苗の現物交付を行っていた経緯もあり、年間を通じた地域における緑化活動を支えるためには一定の金額(一団体当たりの助成金額の上限額8万円)の助成が必要であるため。
補助率又は単価の設定根拠	(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由)
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的どおりである (適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○ ×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由	
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額・内容	
(5)補助期間	
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	○ (適合しない場合はその理由)
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)	2023/3/31

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	
(7)今後の方向性		
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も)	
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ) 提言の主旨を踏まえ、ふろーらむの全体的活動として、コンテストの実施や各種教室を通じ、参加者の自律的・自主的な活動を支援する取り組みを実施している。	

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)		(2)団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)					
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている			
		その他(ある場合は右に内容を記入)			
(5)((4)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由					
(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				
(7)補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。					
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、緑化事業を実施する自治会等とする。

2 前項の緑化事業（以下「事業」という。）とは、市内に存する公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹柵（連続した複数の区間にまたがるものに限る。）等の公共の場所において草花等の植栽を実施し、かつ、その維持管理を行うことについて市長の認定を受けたものをいう。

3 第1項の「自治会等」とは、自治会、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に規定する管理組合をいう。）若しくは事業所（これらに属するグループを含む。）又は地域のグループをいう。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、花苗、種子、球根、樹木（低木のものに限る。）、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する原材料の購入費用に相当する額とする。ただし、1対象者につき1会計年度80,000円を限度とする。

(認定申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、補助金規則第3条の規定による交付の申請として、花と緑のわがまちづくり助成事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- ① 位置図
 - ② 事業計画書
 - ③ 事業実施前の現況写真
 - ④ その他市長が必要と認める書類
- (認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の認定の可否及び額を決定し、補助金規則第6条の規定による決定の通知として、花と緑のわがまちづくり助成事業認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する認定の額（以下「認定額」という。）は、第4条の規定にかかわらず、当該年度の予算の範囲内において決定する。

(変更の承認)

第7条 認定を受けた者は、その事業の変更（軽微な変更を除く。）又は中止をしようとするときは、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 認定を受けた者は、事業完了後、当該年度において速やかに花と緑のわがまちづくり助成事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- ① 収支計算書
- ② 領収書及び経費の用途を明らかにする書類
- ③ 完了写真

2 前項の規定による実績報告は、認定額の範囲内で分割して行うことができるものとする。

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、花と緑のわがまちづくり助成金交

付額確定通知書（様式第4号）により、当該実績報告を行った者に通知するものとする。

（助成金の交付の請求）

第10条 前条の規定による助成金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに請求書（様式第5号）により市長に請求しなければならない。

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（施行の細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

所属	スポーツ振興課	会計	1	款	8	項	6	目	1	大業	8
----	---------	----	---	---	---	---	---	---	---	----	---

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	スポーツ指導者養成事業補助金	(2)創設年度(西暦)	1991	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市体育振興事業補助金交付要綱			
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)				
(5)交付区分	個人	※団体(固定)の場合、交付団体の名称		
(6)生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	○			
(7)補助金の導入経緯及び目的	市民の多様化するスポーツ活動に対応するため、スポーツリーダーの登録制度を設け、必要とされるスポーツ指導者の養成事業の経費の一部を補助し、もって地域におけるスポーツ活動の活性化及び振興を図ることを目的とする。			
(8)令和4年度予算額及び積算方法 (補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	50 千円
	(積算方法)			
	(積算方法) 50,000円(上限)×1件=50,000円			
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)
	総額	50	-	
	国・県補助金			
	その他特定財源()			
	一般財源	50	-	
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)			
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)			

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 地域住民に開かれた公益的な組織である「総合型地域スポーツクラブ」の運営に必要なクラブマネージャーなどのスポーツ指導者を養成することで、市民の多様化するスポーツ活動に対応できる。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している コロナ禍の影響で、スポーツ活動は少人数で行われることが想定されるため、多くのスポーツ指導者が必要となること、また、身近な地域で気軽にスポーツを行うことができる環境も必要となることから総合型地域スポーツクラブの役割が重要と考えられる。
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 第6次総合計画、生駒市教育大綱、生駒市スポーツ推進計画等の各計画の基本方針に合致している。

(2) 必要性	
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある
公益的な活動を行うためのスポーツ指導者等の人材育成は市の責務であり、生駒市民の皆様に広く還元される補助金である。	
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	A ない
地域住民が対象となるため、直接や委託での執行は現実的ではない。	
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	B ある程度達成されている
スポーツリーダーバンクの登録者数や総合型地域スポーツクラブの設立数は増加傾向にあるが、生駒市スポーツ推進計画の目標には到達できていない。	
(3) 補助の効果(成果)	
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
交付実績が少ないため。	
(4) 補助内容の妥当性	
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○ (適合しない場合はその理由)
補助対象事業・補助対象経費	(具体的内容) (具体的内容) 補助対象事業…スポーツ指導者の技術力及び資質の向上を図る各種研修会等に参加する事業
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	B 一部不明確な部分がある (適合しない場合はその理由)
補助率又は単価の設定根拠	(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由) 補助率…事業に要する経費の9/10(上限50,000円)
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的どおりである (適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○ ×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由	
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額・内容	
(5) 補助期間	
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	× (適合しない場合はその理由)
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)	

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	100万円を超える経費はない。

(7)今後の方向性	
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も) スポーツリーダーバンク制度や総合型地域スポーツクラブの活動支援は、市スポーツ推進計画の基本方針であり、各種指導者の養成を行うことで、継続した市民のスポーツ環境の充実を図ることができる。
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)		(2)団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)					
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている			
		その他(ある場合は右に内容を記入)			
(5)((4)で該当項目がある場合)そのような支援を行っている理由					
(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				
(7)補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。					
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

生駒市体育振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の体育及びスポーツの振興を図るため、スポーツ振興事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、体育振興に必要な次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、それぞれの補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は市長が別に定める。

- (1) 地区別体力づくり活動事業
- (2) 体育協会加盟競技団体等育成事業
- (3) スポーツ指導者養成事業
- (4) 総合型地域スポーツクラブ支援事業
- (5) スポーツ競技大会派遣事業

(地区別体力づくり活動事業等の申請交付手続)

第3条 前条第1号から第4号までの補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、生駒市体育振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、生駒市体育振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の補助金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかに

生駒市補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書及び契約書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、生駒市体育振興事業補助金確定通知書（様式第4号）により当該実績報告を行った者に通知するものとする。

（スポーツ競技大会派遣事業の申請交付手続）

第4条 第2条第5号の補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、生駒市体育振興事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該スポーツ競技大会等参加に係る関係書類
- (2) 収支決算書
- (3) 当該スポーツ競技大会等結果報告関係書類
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、額を確定した場合は、生駒市体育振興事業スポーツ競技大会派遣事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第6号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第5条 第3条第4項及び前条第2項の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び第4号補助金の決定の通知を受けた者は、当該事業の完了前に補助金の請求をすることができる。

(指示、監督及び検査)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要な指示をし、若しくは監督を行い、又は書類等の検査を行うことができる。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は生駒市補助金等交付規則に違反したとき。
- (2) 実施事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

スポーツ指導者養成事業補助実施要領

1 目的

市民の多様化するスポーツ活動に対応するため、スポーツリーダーの登録制度を設け、必要とされるスポーツ指導者の養成事業の経費の一部を補助し、もって地域におけるスポーツ活動の活性化及び振興を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

スポーツ指導者の技術力及び資質の向上を図る各種研修会等に参加する事業で市長が認める事業

3 補助対象経費

交通費、受講料その他必要な経費

4 補助金の額

事業に要する経費の10分の9以内の額とし、1申請の上限を50,000円とする。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

所属	健康課	会計	1	款	4	項	1	目	1	大事業	3	母子保健事業費
----	-----	----	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---------

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	妊婦一般健康診査補助金		(2)創設年度(西暦)	2011	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市妊婦健康診査実施要綱				
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)					
(5)交付区分	個人	※団体(固定)の場合、交付団体の名称			
(6)生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	×				
実施要綱記載の内容にて償還支払いを行っているため					
(7)補助金の導入経緯及び目的	母子保健法第13条の規定に基づく妊婦に対する健康診査が適切に実施されるよう、その費用に対して助成を行うことにより、妊娠時の異常を早期に発見するなど適切な援助等を行い、母性の健康維持及び健康増進を図ることを目的とする。				
(8)令和4年度予算額及び積算方法 (補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	2,116 千円	
	(積算方法)				
	(積算方法) 92,000円×25人×0.92=2,116,000円 (一人当たり補助上限)×(見込人数)×(補助券使用率)				
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)	
	総額		2,116	1,574	
	国・県補助金				
	その他特定財源()				
(10)国・県からの補助金の概要	一般財源		2,116	1,574	
	補助率、補助基準等				
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)				
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)				

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 補助金を交付することで、母子保健法第13条の規定に基づく妊婦に対する健康診査が適切に実施され、妊娠時の異常を早期に発見するなど適切な援助を行い、母性の健康維持及び健康増進を図れていると判断したため。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している 産後うつや虐待との問題が生じている現在において、その対策として妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目ない支援ができる環境づくりが急務となっている。妊婦一般健康診査を受診しやすい環境整備を行うことが切れ目ない支援づくりの一助となっているため。
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 第6次生駒市総合計画、第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指す姿と合致しているため。

(2)必要性		
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある	
妊婦一般健康診査の受診及びその費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。		
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	A ない	
妊婦健診を実施する日本国内の医療機関すべてに委託することができないため、代替策はない。		
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 達成されていない	
妊婦健康診査の費用補助を行うことで、母性の健康維持及び健康増進を図る一助となっている。妊娠は継続的なものではなく、かつ、一人当たり複数回妊娠する可能性もあることから、その都度この目的を達成するために費用補助を継続する必要がある。		
(3)補助の効果(成果)		
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる	
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる	
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)		
具体的な数値はないが、妊婦一般健康診査費用補助を行うことで、経済的負担感を抱える妊婦が妊婦健診を受診することができ、母体及び胎児への身体的リスク軽減の一助となっていると考える。		
(4)補助内容の妥当性		
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○	(適合しない場合はその理由)
補助対象事業・補助対象経費		(具体的内容) (具体的内容) 妊娠の届出から出産までの期間に妊婦健診14回分を上限とする。
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	A 明確である	(適合しない場合はその理由)
補助率又は単価の設定根拠		(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由) 1回の妊婦健診あたり妊婦健康診査基本券1枚と妊婦健康診査追加券の枚数にそれぞれの券面の金額を乗じて得た金額を上限とする。これを超過した妊婦健診費用は妊婦の負担。
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的どおりである	(適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○	×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由		
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(5)補助期間		
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	×	(適合しない場合はその理由) 妊娠は継続的なものではなく、かつ、一人当たり複数回妊娠する可能性もあるため。
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)		

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	該当なし

(7)今後の方向性	
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も) 妊婦一般健康診査の受診及びその費用助成の対象者は市民であり、市民の健康を守るものであるから市が関与する必要がある。補助を行うことで、経済的負担感を抱える妊婦が妊婦健診を受診することができ、母体及び胎児への身体的リスク軽減の一助となっていると考える。妊娠は継続的なものではなく、かつ、一人当たり複数回妊娠する可能性もあることから、その都度この目的を達成するために費用補助をする必要があることから継続と判断する。
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)		(2)団体等の構成人数	人
		うち臨時職員	人
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)			
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)			
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている	
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている	
		その他(ある場合は右に内容を記入)	
(5)((4)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			

(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				

(7)補助金交付先に対する市の出資状況	有の場合出資額	千円
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理		
判断理由		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

生駒市妊婦健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健診」という。）が適切に実施されるよう、その費用に対して助成を行うことにより、妊娠時の異常を早期に発見するなど適切な援助等を行い、母性の健康維持及び健康増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の規定により、妊婦健診の受診及びその費用助成の対象者は、生駒市に住民登録（外国人登録を含む）をおこなっている妊婦とする。

(実施場所)

第3条 妊婦健診を実施する場所は、妊婦健診を実施する日本国内の医療機関（助産所等を含む）とする。

(妊婦健康診査の内容)

第4条 妊婦健診の内容は、診察、尿検査、血液検査、肝炎検査、超音波検査、保健指導その他妊婦健診実施機関が必要と判断する検査等とする。

2 妊婦健診実施機関は、健康診査の結果、医療を要する者について、医療が円滑に行われるよう指導するものとする。また、健康診査の内容を本市の指定する方法で通知するものとする。

(妊婦健診費用の助成)

第5条 生駒市の妊婦健診費用助成について、次の各項に定める。

2 母子保健法第15条の規定に基づく妊娠届出のあった妊婦に対し、本要綱第6条に定める妊婦健康診査基本券及び妊婦健康診査追加券（以下「補助券」という。）を交付し、これをもって妊婦健診費用を助成する。

3 本市以外で妊娠の届出をした妊婦が本市に転入してきた場合は、妊婦健康診査の受診状況を確認のうえ、転入日における妊娠週数に応じ補助券を交付し、これをもって妊婦健診費用を助成する。

4 妊婦健診費用の助成対象は、本要綱第2条に定める妊婦で、妊娠届の届出から出産までの期間に妊婦健診14回分を上限とする。

5 妊婦健診費用の助成は、1回の妊婦健診あたり妊婦健康診査基本券1枚と妊婦健康

診査追加券の枚数にそれぞれの券面の金額を乗じて得た金額を上限とし、これを超過した妊婦健診費用は妊婦の負担とする。

6 前項の規定にかかわらず、当該妊婦健診に要した費用が前項の規定により計算した金額を下回る場合は、妊婦健診費用の助成は当該妊婦健診に要した費用とする。

7 次の第6条で定める指定医療機関以外の医療機関で妊婦健診を受けた場合は、別に定める妊婦健康診査補助金請求書に未使用の補助券を添えて、市長に請求することとし、市長は診査した後に償還支払いを行う。

(補助券)

第6条 市長は、前条の規定により請求のあった場合は、資格を審査し、適正と認める場合は別表に定める「補助券」を妊婦に交付する。

2 「補助券」は交付された本人に限り有効とする。

3 「補助券」の再交付は行わない。

4 「補助券」は、別に生駒市と契約する医療機関（以下「指定医療機関」という。）でのみ使用可能とし、助成を受けようとするときは、妊婦健診を受診するときこの「補助券」に所定の事項を記入して指定医療機関に提出しなければならない。

5 「補助券」の使用は、妊婦健康診査基本券については1回の妊婦健診につき1枚とし、妊婦健康診査追加券については、規定回数内において使用枚数に制限を設けないものとする。

(前年度補助券の取扱)

第7条 前年度に交付した補助券の取扱方法は、今年度交付の補助券と同様とする。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者が判明したときは、その者から助成額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(指定医療機関の契約解除)

第9条 市長は、指定医療機関又はその担当者が偽りその他不正の行為により助成金を受け取ったときは契約を解除できる。

(秘密の保持)

第10条 本事業の関係者は、秘密保持に最大の配慮を払うとともに、本事業により知り得た秘密を本事業の目的以外に利用しないものとする。

(補足)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

(生駒市妊婦健康診査実施要綱の廃止)

2 生駒市妊婦一般健康診査実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日）は廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から実施する。

別表

使用時期	基本券等の枚数	枚数	券の色	記載金額
1回目から14回目までの妊婦健診に使用	妊婦健診1回につき1枚使用できる基本券	14枚	若竹色	1枚 2,500円
	1回目から14回目の間に使用できる追加券 ※	22枚	紫色	1枚 2,000円
		13枚	桃色	1枚 1,000円

※追加券は妊婦健診1回につき使用枚数に制限はありません。

平成28年度中に交付した補助券

使用時期	基本券等の枚数	枚数	券の色	記載金額
1回目から14回目までの妊婦健診に使用	妊婦健診1回につき1枚使用できる基本券	14枚	橙色	1枚 2,500円
	1回目から14回目の間に使用できる追加券 ※	20枚	白色	

※追加券は妊婦健診1回につき使用枚数に制限はありません。

所属	教育総務課	会計	1	款	8	項	2	目	2	大	事業	1
----	-------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	小学校いこまっ子キャンプ補助金	(2)創設年度(西暦)	2002	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	いこまっ子キャンプ補助金交付要綱			
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)				
(5)交付区分	団体(固定)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称	市内公立小学校	
(6)生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	○			
(7)補助金の導入経緯及び目的	児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、命を守ることの大切さを再認識し、集団生活における基本的な生活習慣を身につけること等を目的とした体験活動の機会拡充のため。			
(8)令和4年度予算額及び積算方法 (補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	1,600 千円
	(積算方法)			
	(積算方法) 昨年度の実績に基づき算出。			
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)
	総額	1,600	1,725	
	国・県補助金			
	その他特定財源()			
	一般財源	1,600	1,725	
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)			
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)			

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、命を守ることの大切さを再認識し、集団生活における基本的な生活習慣を身につけること等を目的とした体験活動の機会拡充のための補助金であり、福祉向上につながっている。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している 市内小学校で等しく実施している課外活動を補助するものであり、市民ニーズに適合している。
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 自他を認め合う心やすべての生命を尊重する心を培う教育につながっており、政策方針に合致している。

(2) 必要性	
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある
補助対象となる事業は生駒市内の公立小学校で実施する事業であるため。	
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	A ない
学校で企画・運営する事業であるため。	
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 達成されていない
毎年度児童生徒を対象に継続的に実施されている事業であるため。	
(3) 補助の効果(成果)	
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
体験活動を通して教育の一層の向上につながっているため。	
(4) 補助内容の妥当性	
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○ (適合しない場合はその理由)
補助対象事業・補助対象経費	(具体的内容) (具体的内容) 体験学習に参加した児童生徒に係る施設使用料、講師謝金及び交通費
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	B 一部不明確な部分がある (適合しない場合はその理由) 補助対象経費の2/3以内または10/10。本来補助対象経費は1/2以内ではあるが、子育て世代への支援の充実という面から補助率を設定している。
補助率又は単価の設定根拠	(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由) 補助金の額は生駒山麓公園ふれあいセンター又は生駒山麓野外活動センターの施設使用料に相当する額及び交通費に相当する額の3分の2以内となっており、教育における保護者負担が増加しないように補助率を設定している。
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的どおりである (適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○ ×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由	
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額・内容	
(5) 補助期間	
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	× (適合しない場合はその理由) 補助対象となる課外活動は継続的に実施されるものであり、終期が設定されていないため。
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)	

(6)実績報告等		
		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	
(7)今後の方向性		
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も)	
	子どもたちの体験学習や自然体験の不足していることを踏まえ、新学習指導要領による新しい教育活動を推進するため。	
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)	

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)		(2)団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)					
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている			
		その他(ある場合は右に内容を記入)			
(5)((4)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由					
(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				
(7)補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。					
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

いこまっ子キャンプ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号)に定めるもののほか、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、命を守ることの大切さを再認識し、集団生活における基本的な生活習慣を身につけること等を目的とした体験活動の機会拡充のために体験学習を実施する本市の小学校、中学校及び適応指導教室(以下「学校等」という。)に対し、予算の範囲内においていこまっ子キャンプ補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象となる体験学習は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 本市の学校等の児童生徒を対象とするものであって、学校等における教育活動として実施するものであること。
- (2) 同一児童生徒について、同一年度1回の補助金を交付するものであること。
- (3) 生駒山麓公園ふれあいセンター又は生駒山麓公園野外活動センター(以下「施設」という。)において実施するものであること。
- (4) 原則として、宿泊又は日帰りで実施するものであること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、体験学習に参加した児童生徒に係る施設使用料、講師謝金及び交通費とする。

- 2 前項の施設使用料は、児童生徒の宿泊費等施設の利用に要する経費とする。
- 3 第1項の講師謝金は、体験学習を指導する講師等の招聘の経費とする。
- 4 第1項の交通費は、学校等から施設までの往復に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前条第1項の施設使用料及び講師謝金に相当する額
- (2) 交通費に相当する額の3分の2以内の額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする学校等の校長または施設長は、次の掲げる書類を

添えて市長に提出しなければならない。

(1) いこまっ子キャンプ補助金交付申請書(様式第1号)

(2) その他市長が認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、事業を完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) いこまっ子キャンプ報告書(様式第2号)

(2) 施設使用料等の領収書の写し

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、当該実績報告を行った者に通知するものとする。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 市長は、令和4年5月1日から3年を超えない日までに、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の自然体験学習推進補助金交付要綱の規定は、平成22年度以降の分の補助金の交付について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の自然体験学習推進補助金交付要綱の規定は、平成26年度以降の分の補助金の交付について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

所属	農林課	会計	I	款	5	項	I	目	4	大	事業	I
----	-----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	ナラ枯れ防除事業補助金	(2)創設年度(西暦)	2015	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付要綱			
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)				
(5)交付区分	個人	※団体(固定)の場合、交付団体の名称		
(6)生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	○			
(7)補助金の導入経緯及び目的	ナラ枯れ被害等及びナラ枯れによる枯損木が倒木、落枝等を行うことによる人身又は家屋等への重大な被害を防止するため。			
(8)令和4年度予算額及び積算方法 (補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	661 千円
(9)令和4年度予算額及び 令和3年度実績見込額	(積算方法)			
	(積算方法)		33,050円×20本	
			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)
	総額	661	340	
(10)国・県からの補助金の概要	国・県補助金			
	その他特定財源 (森林環境譲与税)	661	340	
	一般財源			
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	森林環境譲与税を活用		
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)			
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)			

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 人身又は家屋等への被害防止に貢献しているため。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している 所有者による森林の管理が不十分となりつつあるなか、所有者の適正な管理を促すことにつながっている。
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 自然との共生や防災面から合致している。

(2)必要性	
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある
所有者任せて市の支援がなければ、人身等への被害が生じるため。	
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	B 今後検討する必要がある
森林環境譲与税を活用した施策を検討するなかで、ナラ枯れ被害の防除策についても今後検討する必要がある。	
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	B ある程度達成されている
ナラ枯れ被害も落ち着いてきており、ある程度達成されていると評価できる。	
(3)補助の効果(成果)	
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
倒木による被害等が発生したときに、土地所有者に適正な管理を促す手段として活用できている。	
(4)補助内容の妥当性	
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○ (適合しない場合はその理由)
補助対象事業・補助対象経費	(具体的内容) 伐倒等のナラ枯れ防除事業
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	A 明確である (適合しない場合はその理由)
補助率又は単価の設定根拠	(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由) チェーンソー伐採 8,000円/㎡ 人力伐採 10,000円/㎡ 人力吊り伐り42,000円/㎡ (上限:見積の1/2以下かつ20万円以内)
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的どおりである (適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○ ×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由	
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額・内容	
(5)補助期間	
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	○ (適合しない場合はその理由)
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)	2021/3/31

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	
(7)今後の方向性		
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も)	
	倒木、落枝等で人身や家屋等への被害を防止する必要があるため。	
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)	

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)		(2)団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)					
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
			有料施設等の使用料補助を行っている		
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他(ある場合は右に内容を記入)			
(5)((4)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由					
(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				
(7)補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。					
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

生駒市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れ被害、ナラ枯れにより枯損木に発生するカエンタケ被害（これらの被害に伴って生ずる人的被害及び物的被害を含む。）及びナラ枯れによる枯損木が倒木、落枝等をする事による人身又は家屋等への重大な被害を防止するため、ナラ枯れ防除事業を行った者に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）（以下「補助金規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「ナラ枯れ被害防除事業」とは、被害拡大を抑制するためにナラ・シイ・カシ類のナラ枯れの被害木にビニール被覆をすること、枯損木に伐倒・くん蒸処理（以下「伐倒等」という）をすること並びに倒木、落枝等の事故を予防することをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内にナラ・シイ・カシ類の樹木を所有又は管理する者（営利を目的とする法人は除く。）で、その所有又は管理に係るナラ・シイ・カシ類のナラ枯れ被害防除事業につき、第4条に定める補助対象となる内容による実施が可能な業者（以下「業者」という。）に委託し、実施した者とする。ただし、当該ナラ枯れ被害防除事業について、他の補助金の交付を受ける者を除く。

(補助対象内容および補助金の額)

第4条 補助の対象となるナラ枯れ被害防除事業（以下「補助対象事業」という。）の内容及び補助金の額は、次のとおりとする。

区分	補助の対象となる内容	補助金の額
ビニール被覆	カシノナガキクイムシが穿孔したが、枯損に至っていない樹木から翌年のカシノナガキクイムシの脱出を防止するため又はカシノナガキクイムシの侵入を防ぐため樹木の幹をビニールで被覆する。	・ φ 50 cm未満 1本当たり 1,600円 ・ φ 50 cm以上 1本当たり 2,400円

伐倒・くん蒸処理	カシノナガキクイムシが穿孔し、枯損している樹木の伐倒と薬剤によるくん蒸処理をする。	チェーンソー伐採（※1） ・1 m ³ 当たり 18,000円 人力伐採（※2） ・1 m ³ 当たり 20,000円 人力吊伐り（※3） ・1 m ³ 当たり 51,000円
伐倒駆除	過年度に被害を受け、既にカシノナガキクイムシが脱出した枯損木が倒木、落枝等を行うことによる人身又は家屋等への重大な被害を防止するため、伐倒による処理をする。	チェーンソー伐採（※1） ・1 m ³ 当たり 8,000円 人力伐採（※2） ・1 m ³ 当たり 10,000円 人力吊伐り（※3） ・1 m ³ 当たり 42,000円

（※1）チェーンソー伐採の採択要件は、周辺に家屋等がなくチェーンソーを用いて、単純に地際から伐採できる作業とする。

（※2）人力伐採の採択要件は、周辺に家屋等があり、伐採した枝や幹を少量ずつ地上に自然落下させて伐採できる作業とする。

（※3）人力吊伐りの採択要件は、家屋等が近接しており、対象樹木の頂部から少しずつ枝や幹を切り、切った枝・幹をその都度、ロープに掛けて地上に下ろして伐採できる作業とする。なお、家屋等が近接するクレーン吊伐りの場合は、人力吊伐りの補助金の額を適用する。

2 補助金の額の1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 同一年度における補助金の額は、補助対象事業に係る補助金の交付対象者につき、ナラ枯れ防除事業を委託する業者からの見積書（以下「業者見積書」という。）の写しの1/2以下でかつ20万円を上限とする。また、同一年度における補助対象事業に係る補助金の交付申請は、1回限りとする。なお、業者見積書の写しの提出のない場合は補助対象事業とはしない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ナラ枯れ被害防除事業補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）及び業者見積書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、書類の審査又は現地調査により適否を審査して適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、やむを得ない理由により当該事業を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(指示および検査)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 補助金規則第12条第1項に規定する実績報告書は、事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の実績報告書には、原則として、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) ビニール被覆又は伐倒等の写真

(2) その他特に市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 補助金規則第13条の規定による額の確定の通知は、補助金確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求等)

第11条 前条により補助金の額の確定を受けた者は速やかに補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取り消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 不正な手続により補助金を受けたとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該事業の取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行し、平成30年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 2 日から施行し、平成 30 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 33 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 18 日から施行し、平成 33 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

様式第1号

年 月 日

生駒市長 殿

申請者 住所
氏名 印
電話番号

ナラ枯れ被害防除事業補助金交付申請書

下記のとおりナラ枯れ被害防除事業を施行したいので、補助金を交付されたく、生駒市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業区分 ナラ枯れ被害防除事業
2. 事業着手予定年月日 年 月 日
3. 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第2号

事業計画書

事業区分	ナラ枯れ被害防除事業		
事業実施予定期間	年	月	日 ~ 年 月 日
事業実施場所	生駒市		
防除本数	ビニール被覆	本	伐倒・くん蒸処理 本
防除材積	ビニール被覆	m ³	伐倒・くん蒸処理 m ³
事業費	円		
<p>場所見取図</p>			
実地調査年月日	※	年	月 日

※印は、記入しないでください。

補助金交付決定通知書

様

生駒市長

年 月 日付けで申請のあった 年度生駒市ナラ枯れ被害防除事業補助金
については、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付の条件

(1)補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2)補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第4号

年 月 日

生駒市長 殿

住所

氏名

事業実績報告書

年 月 日づけで補助金の交付を申請したナラ枯れ被害防除事業を下記のとおり完了したので、生駒市ナラ枯れ被害防除事業補助金要綱第9条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

記

1. 事業区分 ビニール被覆 本 m³

伐倒・くん蒸処理 本 m³

2. 事業完了年月日 年 月 日

様式第5号

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

生駒市長

年 月 日付けで 第 号で交付決定をした 年度生駒市ナラ枯れ被害防除事業補助金については、下記のとおり確定します。

記

1 交付決定額 円

2 確定額 円

様式第6号

補助金交付請求書

金 円

(但し、ナラ枯れ被害防除事業補助金)

上記のとおり補助金を交付されたく、生駒市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

年 月 日

生駒市長 殿

住所

氏名

印

なお、本件は下記の金融機関に振込みをしてください。	
金融機関名	銀行 支店
預金の種別	普通 当座 No.
ふりがな	
口座名義人	

生駒市ナラ枯れ被害防除事業補助金申請方法について

生駒市ナラ枯れ被害防除事業補助金の交付申請は、下記の要領で申請して下さい。

記

1. 提出書類

(1) ナラ枯れ被害防除事業補助金交付申請書（様式第1号）

（申請者欄にお宅の電話番号も記入して下さい。）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 事業実績報告書（様式第4号）

(4) 補助金交付請求書（様式第6号）

（補助金の交付は、原則として銀行振込といたしますので銀行名・口座番号を記入して下さい。）

(5) 被覆又は伐倒作業実施中及び実施前及び実施後の現場写真（3枚程度）

(6) 業者見積書の写し、領収書の写し（但し書きに作業等記載が必要）

※その他注意事項

（イ）申請にあたり、下記問い合わせ先まで事前に必ずご連絡・ご相談をお願いいたします。

（ロ）実施前に必要な書類・・・（様式第1号）、（様式第2号）、（業者見積書の写し）

（ハ）実施後に必要な書類・・・（様式第4号）、（様式第6号）、（現場写真 3枚程度）、
（領収書の写し）

2. 提出場所及び問い合わせ

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市役所 農林課 農林係

TEL 0743-74-1111 内線335

所属	防災安全課	会計	一般	款	2	項	1	目	10	大	事業	1	交通安全対策経費
----	-------	----	----	---	---	---	---	---	----	---	----	---	----------

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	交通対策協議会補助金		(2)創設年度(西暦)	1996	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市交通関係団体補助金交付要綱				
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)					
(5)交付区分	団体(固定)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称		生駒市交通対策協議会	
(6)生駒市補助金交付規則への適合	×	(適合していない場合はその理由)			
団体の運営に対する補助のため、交付要綱第6条において概算払い(前払い)されることを認めており、その規定に基づき市から前払いを受けているため。					
(7)補助金の導入経緯及び目的	交通安全意識の普及と交通事故の防止のために、関係行政機関等で組織される団体に対して当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するもの。				
(8)令和4年度予算額及び積算方法(補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	1,900 千円	
	(積算方法) 本件協議会の運営に要する経費全般(街頭啓発時に配布する啓発物品購入費、交通安全市民運動期間中のイベント実施時に使用する消耗品購入費、交通安全教室時に使用する教本の製本費等)について補助する。				
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)	
	総額		1,900	384	
	国・県補助金				
	その他特定財源()				
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等				
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)				
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)				

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 市民に広く交通安全の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるべく、「交通安全市民運動」を年間(おもに春季・秋季)を通じて展開し、市民自身が個々に交通マナーの向上にむけて取り組むことで、交通事故発生件数を低減させる機運を高めることにつながるため。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している 社会情勢として「安全・安心に対する意識の高まり」が見られるため。
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 第6次総合計画における「まちづくりの目標」のうち「(1)安全で、安心して健康に暮らせるまち」の達成にむけた事業であるため。

(2)必要性			
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある		
市の交通指導員による交通安全教室を年齢に応じた内容で実施することによって、おもに未成年者や高齢者の交通安全意識の醸成を目指すため。			
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	A ない		
(上記のように評価した具体的理由)			
市や警察が単独で行うべき事業ではなく、互いに所掌業務の範疇で連携して行うべき事業であり、市が直接執行したり委託等することはそぐわないと考えるため。			
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	B ある程度達成されている		
(上記のように評価した具体的理由)			
交通事故の防止に当たっては、交通環境の整備や警察の取り締まりによるものだけではなく、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通マナーを向上させるべく、比較的件数の多い子どもや高齢者の事故発生件数を限りなく0件に近付けることを最終的な目標(ゴール)として、今後も継続的な啓発活動が必要であると考えため。			
(3)補助の効果(成果)			
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる		
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる		
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)			
市内の令和2年(1~12月)中の交通事故発生件数について、死者数(2名)が前年比半減、人身事故や負傷者の数もそれぞれ前年比約50件の減少となり、交通安全啓発事業(交通安全市民運動や交通安全教室等の実施)により、交通安全意識の醸成に寄与しているものと考えられるため。			
(4)補助内容の妥当性			
①特定の具体的な事業に対する補助である。	×	(適合しない場合はその理由)	
		3.(5)で列挙した理由に同じ	
補助対象事業・補助対象経費		(具体的内容) (具体的内容) 交通安全啓発事業(交通安全市民運動や交通安全教室等の実施)	
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	B 一部 不明確 な部分 がある	(適合しない場合はその理由)	
補助率又は単価の設定根拠		(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由)	
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的 的 お り あ る	(適合しない場合はその理由)	
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	×	×	
		再交付を行っている理由	本件協議会における取組内容のうち、交通安全教育の推進者となって、交通安全思想の普及や交通道德の高揚に努める関係団体として参画していただいているため。
		再交付先の名称、件数等	生駒地区交通安全母の会
		再交付の金額・内容	10万円 各交通安全活動(街頭啓発、研修への参加等)に伴う経費を交付している。
(5)補助期間			
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	×	(適合しない場合はその理由)	
		2.(2)③で列挙した理由に同じ	
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)			

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	<input type="radio"/>	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	<input type="radio"/>	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	<input type="radio"/>	1件当たり100万円以上の支出案件がない。
(7)今後の方向性		
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も)	
	交通安全意識の向上と交通事故防止のために、今後も引き続き、啓発活動が必要であるため、補助金の交付が必要と考える。	
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)	

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)	生駒市交通対策協議会		(2)団体等の構成人数	10人	
			うち臨時職員	人	
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)	生駒市、生駒市議会、生駒警察署				
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)					
市が事務局業務を行っている	<input type="radio"/>	有料施設等の減免を行っている	<input type="radio"/>	有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他(ある場合は右に内容を記入)			
(5)((4)で該当項目がある場合)そのような支援を行っている理由	本件協議会の構成団体・構成員が市(市長、副市長、総務部長等)、市議会(議長、副議長)、生駒警察署(署長、副署長、交通課長)となっており、公益性の高い団体であるため。				
(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	978千円	1,677千円	1,636千円	1,670千円	1,282千円
歳入決算総額	1,700千円	1,700千円	1,700千円	1,700千円	1,700千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				
(7)補助金交付先に対する市の出資状況	無	有の場合出資額	千円		
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	<input type="radio"/>	限られた財源のなか、市と同様に市民に対する効果的な交通安全の啓発方法を模索しているため。			
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。	<input type="radio"/>				
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	<input type="radio"/>				

生駒市交通関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるほか、本市内において交通安全意識の普及及び交通事故の防止に関する事業を行う団体（以下「交通関係団体」という。）に対し、当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象となる交通関係団体)

第2条 補助金の交付の対象となる交通関係団体は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額については、予算で定める範囲とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする交通関係団体は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに検査を行い適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。この場合において市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(概算払)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、概算払を受けようとするときは、補助金交付請求書を提出し、市長は第3条の規定による補助金交付決定した額の範囲内において概算払を行うものとする。

(事業報告等)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過する日までに、当該補助事業の成果を記載した実績報告書により市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により補助金の交付を受けた者は、事業報告を行うときに補助金精算書を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた交通関係団体が規則第17条に基づき、既に交付した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金等の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定の取消しがされた場合、規則第18条に基づき補助金の返還を命ずるものとする。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

別表

補助金の交付の対象となる交通関係団体
生 駒 市 交 通 対 策 協 議 会

所属	生涯学習課	会計	1	款	8	項	5	目	6	大事業	2
----	-------	----	---	---	---	---	---	---	---	-----	---

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	文化芸術振興団体補助金	(2)創設年度(西暦)	1994以前	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市文化芸術振興財団等補助金交付要綱			
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)				
(5)交付区分	団体(固定)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称		
(6)生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	○			
(7)補助金の導入経緯及び目的	文化芸術活動の成果発表や指導協力を通じて文化芸術の普及及び振興や市民の文化意識の向上に寄与する団体の活動を支援するため。			
(8)令和4年度予算額及び積算方法 (補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	2,010 千円
	(積算方法)			
	(積算方法) ・市芸術協会連盟 事業補助150千円+施設使用料補助600千円 ・市芸能協会 事業補助150千円+施設使用料補助520千円 ・音楽芸術協会 事業補助150千円+施設使用料補助440千円			
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)
	総額		2,010	341
	国・県補助金			
	その他特定財源()			
	一般財源		2,010	341
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)			
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)			

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 補助対象事業は広く市民に対し芸術文化に対する理解を深める内容のものである。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 総合計画において市のめざすまちの姿として「文化活動に活発に参加する市民が増える」こととしており、当該団体への支援は市の政策方針に合致する。

(2) 必要性		
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある	
市が行うべき芸術文化振興事業の代替となっており、支援する必要がある。		
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	A ない	
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	B ある程度達成されている	
目的の達成については一定の成果を挙げていると言えるが、継続的な取り組みが必要である。		
(3) 補助の効果(成果)		
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる	
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。 上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	A 期待できる	
補助事業である各種発表会・展示会等には多くの市民に参加していただいている。 (令和2年度は新型コロナウイルスの影響により事業を行っていない)		
(4) 補助内容の妥当性		
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○	(適合しない場合はその理由)
補助対象事業・補助対象経費	(具体的内容)	(具体的内容) 市民向け発表会・コンサート、講習会の開催に要する経費
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	A 明確である	(適合しない場合はその理由)
補助率又は単価の設定根拠	(率又は金額の設定理由)	(率又は金額の設定理由)
③補助金の用途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的どおりである	(適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○	×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由		
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(5) 補助期間		
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	×	(適合しない場合はその理由)
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)		継続的な取組が必要であるため

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	100万円以上の経費はない。
(7)今後の方向性		
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も)	
	市が行うべき文化振興事業の代替として必要な事業であり、継続が妥当である。	
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)	

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)		(2)団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)					
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
			有料施設等の使用料補助を行っている		
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他(ある場合は右に内容を記入)			
(5)((4)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由					
(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				
(7)補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。					
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

生駒市文化芸術振興団体等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における文化芸術の振興及び本市の文化財の保護等の推進を図るため、これらの目的に寄与する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の区分)

第2条 補助金は、文化芸術振興団体補助金及び文化財愛護団体補助金に区分する。

(補助団体)

第3条 文化芸術振興団体補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件のすべてに該当する団体のうち、市長が適当と認めるものとする。

(1) 本市の住民又は本市に通勤し、若しくは通学する者で構成する全市的な文化芸術振興団体であること。

(2) おおむね100名以上の会員を有していること。

(3) 文化芸術活動の普及及び振興に関する事業その他文化意識の向上を図る事業の実施を目的としていること。

2 文化財愛護団体補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件のすべてに該当する団体のうち、市長が適当と認めるものとする。

(1) 本市の住民又は本市に通勤し、若しくは通学する者で構成する全市的な文化財愛護団体であること。

(2) 文化財の保護、調査、研究等に関する事業その他文化財保護意識の向上を図る事業の実施を目的としていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事業（市長が適当と認めるものに限る。以下「補助事業」という。）に要する経費のうち市長が適当と認めるものとする。

(1) 文化芸術振興団体補助金にあつては、前条第1項第3号に規定する事業

(2) 文化財愛護団体補助金にあつては、前条第2項第2号に規定する事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が適当と認める額とする。ただし、補助対象経費に相当する額を超えては、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約又は会則
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第7条 補助金交付規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(実績報告)

第8条 補助金規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第3号によるものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、第3号に掲げる書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書及び契約書の写し(領収書又は契約書の金額が1件当たり1,000円以下となるものについては、支出項目一覧表によることができる。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 補助金規則第13条の規定による額の確定の通知は、補助金確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(交付の請求等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金規則第13条の規定による額の確定をする前に補助金の一部又は全部を交付することができる。この場合において、補助金規則第16条の規定による補助金等の交付の請求は、補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年5月14日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 生駒市文化団体補助金交付要綱（平成6年4月1日施行）

(2) 生駒市文化財愛護団体補助金交付要綱（平成6年4月1日施行）

3 この要綱の規定は、平成21年度以後の分の補助金について適用する。

4 旧生駒市文化団体補助金交付要綱及び旧生駒市文化財愛護団体補助金交付要綱の規定は、平成20年度以前の分の補助金について、なおその効力を有する。

5 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

補助金等検証シート

No. 51

所属	商工観光課	会計	1	款	5	項	2	目	3	大	事	業	21	観光振興事業費
----	-------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---------

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	観光協会補助金		(2) 創設年度(西暦)	2020	年度
(3) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市商工観光推進補助金交付要綱				
(4) 当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)					
(5) 交付区分	団体(固定)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称		生駒市観光協会	
(6) 生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	○				
(7) 補助金の導入経緯及び目的	1997年度、生駒商工業及び観光振興事業補助金として導入。2017年度、一部改定して生駒市商工観光推進補助金となり、2020年度、それまで行ってきたセミナー開催、体験コンテンツ作成、外国人モニター誘致等インバウンド関連事業の継続に現行の補助が欠かせないとして継続するに至った。				
(8) 令和4年度予算額及び積算方法 (補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	1,400	千円
	(積算方法) 1,400千円の定額補助				
(9) 令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)	
	総額		1,400	3,191	
	国・県補助金			1,791	
	その他特定財源()				
(10) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等				
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)				
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)				

2. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 観光客誘客と関連事業者の発展は、本市の経済振興にとって欠かせないものである。特に、コロナ禍において本市では「生駒の魅力再発見」を打ち出したマイクロツーリズムを推進しており、市民に直接便宜があり且つ消費喚起に繋がっている。
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している 国や県が観光振興に力を入れ、市として市民のライフスタイルの多様化に適合した「脱ベッドタウン」の取組を進める中、観光資源を活用した誘客促進の取組を行うことは社会情勢に適合しており、必須と言える。
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 市が果たすべき観光振興を目的とした事業に対し、多くの部分で一体的に取り組んでいる。

(2)必要性		
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある	
地域経済振興のため、観光産業全体の底上げについて、市が協会やその会員と連携して一体的に取り組む必要がある。		
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	A ない	
生駒市観光協会は、観光産業の発展と振興を目的に組織された市内事業者の集合体である。社会情勢や会員の意思に応じて柔軟に事業を実施する必要があり、直接執行や委託等によるものとは趣旨が異なる。		
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 達成されていない	
補助金を活用し、刻々と変わる社会情勢に沿った事業を観光者の目線で継続して実施しており、補助無しでは本市観光産業の発展と振興のための協会の円滑な運営は不可能。		
(3)補助の効果(成果)		
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる	
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる	
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)		
インバウンド関連事業を継続中のほか、ワーケーションに係る取組みの推進等新たな手段をもって、観光事業振興の役割を果たしている。		
(4)補助内容の妥当性		
①特定の具体的な事業に対する補助である。	×	(適合しない場合はその理由) 協会の円滑な運営に資する補助であり、社会情勢等に応じ、観光振興に最も効果が高いと思われる事業を合議の上実施している。
補助対象事業・補助対象経費		(具体的内容) (具体的内容)
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	B 一部 不明確 な部分 がある	(適合しない場合はその理由) 1997年度、生駒商工業及び観光振興事業補助金として設定された根拠は不明確。
補助率又は単価の設定根拠		(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由)
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	B 目的とは 一部異なる	(適合しない場合はその理由) 協会全体の経費として意見交換会の補助を一部支出していたが事業者間の連携を円滑に進めるための必要最小限としている。(尚、2021年以降は対象経費としないことで合意済み。)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	×	×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由		
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(5)補助期間		
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	○	(適合しない場合はその理由)
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)	2023/3/31	

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	<input type="radio"/>	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	<input type="radio"/>	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	<input type="radio"/>	

(7)今後の方向性	
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も)
	観光は、生駒市総合計画に規定する生駒市が目指す姿“「ベッドタウン」から「自分らしく輝けるステージ」”の実現に不可欠な要素であり、生駒市観光協会は本市の観光業の中核をなす団体である。今後、観光による市内経済の振興を図る上で、現行の補助は必須である。
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)	生駒市観光協会	(2)団体等の構成人数	54人
		うち臨時職員	人
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)	生駒交通株式会社、生駒料理旅館組合、近畿日本鉄道株式会社ほか		
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)			
市が事務局業務を行っている	<input type="radio"/>	有料施設等の減免を行っている	<input type="radio"/>
有料施設等の使用料補助を行っている			
場所や備品、消耗品等を無償貸与している	<input type="radio"/>	その他(ある場合は右に内容を記入)	
(5)((4)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由	社会情勢等に応じ観光振興に最も効果が高い事業を実施するために協会全体の経費に対する補助としている。		

(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	6,680千円	3,868千円	2,303千円	2,525千円	2,679千円
歳入決算総額	9,431千円	6,027千円	3,813千円	3,577千円	3,050千円
うち前年度繰越金	2,159千円	1,510千円	1,053千円	371千円	119千円
積立金(R2年度末現在高)	2,751千円				

(7)補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円
---------------------	--	---------	----

(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理		判断理由
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	<input type="radio"/>	会員からの年会費を財源としているが、運営には不十分
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。	<input type="radio"/>	協会内で監事2名を選任し、年度毎に監査を行っている
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	<input type="radio"/>	

生駒市商工観光推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において、本交付要綱で定める団体（以下「補助団体」という。）に対する生駒市商工観光推進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、補助団体、補助金対象事業及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助対象経費)

第3条 市長は、別表1のうち、特産品振興補助金、伝統的工芸品育成補助金、商工まつり事業補助金、展示会出展事業補助金について、補助団体が行う本市の商工観光の推進に係る事業等（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として、別表2に定める経費で市長が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、暴力団の構成員又はこれに準ずる者が構成員である補助団体が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助団体は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助団体の定款、規約等組織の概要を示す書類
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定（以下「補助金交付決定」という。）し、通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 前条の規定による通知を受けた補助団体（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業企画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）その他市長が必要とする書類を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、申請金額を増額することはできない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の事業企画（変更・中止・廃止）承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付を決定した会計年度の3月の市長が指定する日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない

ない。

(1) 事業報告書（写真又は成果報告書類等、補助事業の実施成果が分かるもの

(2) 収支決算書

(3) 領収書又は契約書の写し（領収書又は契約書の金額が1件当たり

1,000円以下となるものについては、支出項目一覧表によることができる。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告書等の交付決定者から提出された書類（前項第2号に掲げるものを除く。）を公表し、市民に周知することができる。

3 交付決定者は、市長が行う当該事業の市民への周知をする場合に協力しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8条 補助金規則第13条の規定による額の確定の通知は、補助金確定通知書（様式第5号）によるものとする。

（補助金の交付の請求）

第9条 補助金規則第16条の規定による交付の請求は、補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

（事業計画の認定の取消し等）

第10条 市長は、補助事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第7条の交付の決定を受けたとき。

(2) 第7条の規定による実績報告をしなかったとき。

（施行の細目）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定によるこの要綱の失効の際、現にこの要綱の規定による交付決定者については、失効前のこの要綱の規定は、令和5年5月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

別表 1 (第 2 条第 1 項関係)

補助金の種類	補助団体	補助金対象事業	補助金の額
観光協会補助金	生駒市観光協会	観光の振興に関する事業	1,400,000円
特産品振興補助金	奈良県高山茶釜生産協同組合 奈良県茶道具同業組合 奈良県編針工業協同組合	特産品の振興に関する事業	事業の経費総額に2分の1を乗じて得た額と200,000円のいずれか低い額
伝統的工芸品育成補助金	奈良県高山茶釜生産協同組合	伝統的工芸品の育成に関する事業	事業の経費総額に2分の1を乗じて得た額と300,000円のいずれか低い額
小規模事業者支援事業補助金	生駒商工会議所	小規模事業者の支援に関する事業	奈良県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、前年度に奈良県から生駒商工会議所に交付された小規模事業経営支援事業費補助金の額の2分の1以内の額
商工まつり事業補助金	学研生駒・商工まつり実行委員会	学研生駒・商工まつり事業。ただし、本補助金以外に他の財政的支援を受けている、又は受ける見込みの事業でないこと。	事業の経費総額に2分の1を乗じて得た額と500,000円のいずれか低い額
展示会出展事業補助金	生駒商工会議所・中小企業の団体	複数の中小企業が合同で展示会に出展する事業。ただし、本補助金以外に他の財政的支援を受けている、又は受ける見込みの事業でないこと。	事業の経費総額に2分の1を乗じて得た額と500,000円のいずれか低い額

別表 2 (第 3 条第 1 項関係)

補助対象経費

経費の種類	内 容
1 報償費	講師、専門家、出演者等への報償、謝礼等（商工業者等の構成員に対するものは除く）
2 需用費	チラシ、ポスター、報告書等の作成費及び印刷費並びに材料、消耗品等の購入費等
3 役務費	運搬に係る経費、行事保険料等
4 使用料及び賃借料	会場使用料、機器類の賃借料等（商工業者等の構成員に対するものは除く。）
5 その他の経費	その他市長が必要かつ適切と認める経費

所属	生涯学習課	会計	1	款	8	項	5	目	1	大事業	6
----	-------	----	---	---	---	---	---	---	---	-----	---

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	生涯学習推進連絡会等補助金	(2)創設年度(西暦)	1994	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市生涯学習推進連絡会補助金交付要綱			
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)				
(5)交付区分	団体(固定)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称	生駒市生涯学習推進連絡会	
(6)生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	○			
(7)補助金の導入経緯及び目的	生涯学習を推進する団体相互の交流を深めるとともに一層連携を高め相互協力を行うことにより、加入団体の育成及び充実に図り、生駒市の生涯学習の総合的な振興に寄与することを目的とする。			
(8)令和4年度予算額及び積算方法 (補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	1,200 千円
	(積算方法) 補助金交付要綱に規定した補助事業(親子シリーズ、参加・体験型講習会(サイエンスライブ)、自主学習グループフェスタ)の実施に要する経費について、見積徴収及び前年度実績から積算して算出している。			
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)
	総額		1,200	531
	国・県補助金			
	その他特定財源()			
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)			
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)			

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 事業の実施を通してあらゆる世代の市民に対して学びや交流の機会を提供しているほか、構成団体相互の連携を高めることにより地域力の向上にもつながっている。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	B ある程度適合している
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	B ある程度合致している 生駒市生涯学習推進基本方針に明記されているように生駒市の生涯学習の総合的な振興に寄与する団体として、市民が主役の生涯学習の推進には必要な団体である。

(2)必要性		
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある	
行政と生涯学習推進連絡会のような市民団体とが多様な協力関係を構築し、総合的・体系的な生涯学習推進体制を作る必要がある。		
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	B 今後検討する必要がある	
構成団体には、高齢化等による人員減少や役員のなり手不足等の課題を抱える団体も多く、生涯学習推進連絡会の組織のあり方によっては、今後直接執行や委託等への切り替えも検討の必要がある。		
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	B ある程度達成されている	
生涯学習の総合的な振興に寄与するという目的の達成については一定の成果を挙げていると言えるが、今後もその状態を継続、発展させる必要がある。		
(3)補助の効果(成果)		
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる	
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる	
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)		
幅広い世代の参加者によるアンケート結果から、生涯学習のきっかけ作りや成果発表、また文化芸術に親しむ機会として一定の効果があるものとする。		
(4)補助内容の妥当性		
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○	(適合しない場合はその理由)
補助対象事業・補助対象経費		(具体的内容) (具体的内容) 親子シリーズ、参加・体験型講習会(サイエンスライブ)、自主学習グループフェスタの開催に要する事業費及び事務費
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	A 明確である	(適合しない場合はその理由)
補助率又は単価の設定根拠		(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由) 行政との協力のもと実施する事業の経費であり、団体の財源もないことから補助対象経費の全額を補助している。
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的どおりである	(適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	○	×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由		
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(5)補助期間		
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	×	(適合しない場合はその理由)
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)		

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	100万円を超える経費はない。
(7)今後の方向性		
②見直し	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も)	
	生駒市の生涯学習の総合的な振興という目的達成のためには引き続き事業の継続が必要であると考え、実施については補助以外の手法も検討する必要がある。	
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)	

3.団体補助について

※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)	生駒市生涯学習推進連絡会		(2)団体等の構成人数	12人	
			うち臨時職員	人	
(3)交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)	生駒市地域婦人団体連絡協議会、生駒市子ども育成連絡協議会、生駒市自主学習グループ連絡会、生駒市PTA協議会				
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)					
市が事務局業務を行っている	○	有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他(ある場合は右に内容を記入)			
(5)((4)で該当項目がある場合)そのような支援を行っている理由	歳入歳出等の出納事務などが複雑であり役員が事務処理を行うことが困難なことや、事務局に役員が常駐し事務を遂行することが困難なため。				
(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	814千円	1,011千円	1,102千円	1,607千円	1,178千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				
(7)補助金交付先に対する市の出資状況	無	有の場合出資額	千円		
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	○				
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。	○				
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	○				

生駒市生涯学習推進連絡会補助金交付要綱

生駒市生涯学習推進連絡会補助金交付要綱（平成6年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における生涯学習の推進を図るため、生駒市生涯学習推進連絡会（以下「連絡会」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費）

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事業（市長が適当と認めるものに限る。以下「補助事業」という。）に要する経費のうち市長が適当と認めるものとする。

- (1) 生涯学習関係団体の育成とネットワーク化に関する事業
- (2) 市民相互のふれあいと文化意識の向上に関する事業
- (3) その他本市における生涯学習の推進を図るための事業

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が適当と認める額とする。ただし、補助対象経費に相当する額を超えては、補助金を交付しないものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 連絡会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知）

第5条 補助金交付規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告)

第6条 補助金規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第3号によるものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 金銭出納簿の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 補助金規則第13条の規定による額の確定の通知は、補助金確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(交付の請求等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金規則第13条の規定による額の確定をする前に補助金の一部又は全部を交付することができる。この場合において、補助金規則第16条の規定による補助金等の交付の請求は、補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月14日から施行する。
- 2 改正後の生駒市生涯学習推進連絡会補助金交付要綱の規定は、平成21年度以後の分の補助金について適用する。
- 3 改正前の生駒市生涯学習推進連絡会補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定は、平成20年度以前の分の補助金について、なおその効力を有する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

【運用】

(第6条)

- ・実績報告書には領収書及び契約書の写しの添付を求めないが、連絡会は、補助金規則第22条の規定により領収書等を整理し、収支を明らかにできる書類を作成しておかなければならない。
- ・収支を明らかにできる書類は、実績報告書に添付される金銭出納簿となる。
- ・連絡会は、すべての支出について領収書を徴集しなければならないが、領収書がもらえない場合には、支出ごとに用途、日付、金額等を明らかにできるようにしておかなければならない。

(第7条)

- ・交付決定額が補助対象経費に相当する額を上回った場合は、当該補助対象経費に相当する額で確定を行う。

(第8条)

- ・請求書の様式は、事前請求となることを前提とした様式とする。

所属	スポーツ振興課	会計	1	款	8	項	6	目	1	大事業	8
----	---------	----	---	---	---	---	---	---	---	-----	---

1.補助金の基本データ

(1)補助金名称	スポーツクラブ育成補助金	(2)創設年度(西暦)	1991	年度
(3)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市体育振興事業補助金交付要綱			
(4)当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当のみ)				
(5)交付区分	団体(固定)	※団体(固定)の場合、交付団体の名称	生駒市スポーツ協会	
(6)生駒市補助金交付規則への適合 (適合していない場合はその理由)	○			
(7)補助金の導入経緯及び目的	本市のスポーツ協会加盟競技団体等の育成を図るとともに加盟団体のスポーツ活動の強化及び活性化を図るための事業に必要な経費の一部を補助し、もって本市のスポーツの普及及び振興を図ることを目的とする。			
(8)令和4年度予算額及び積算方法 (補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい)			予算額	1,200 千円
	(積算方法) 40,000円×生駒市スポーツ協会加盟30団体			
(9)令和4年度予算額及び令和3年度実績見込額			令和4年度予算額(千円)	令和3年度実績見込額(千円)
	総額		1,200	1,160
	国・県補助金			
	その他特定財源()			
(10)国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	(市単による上乗せがある場合は、その内容)			
	(国、県等の補助金が創設された経緯・目的)			

2.補助金交付基準による検証

(1)公益性	
①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A つながっている 本市のスポーツ協会加盟競技団体等の育成を図るとともに加盟団体のスポーツ活動の強化及び活性化を図るための事業に必要な経費の一部を補助し、もって本市のスポーツの普及及び振興を図ることを目的としている。
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 適合している 上記①と同じ理由。
③市の基本的な政策方針に合致しているか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 合致している 第6次総合計画、生駒市教育大綱、生駒市スポーツ推進計画等の各計画の基本方針に合致している。

(2) 必要性	
①市が関与する妥当性はあるか。 (上記のように評価した具体的理由)	A 大いにある
生駒市スポーツ協会を通じ、生駒市民の皆様幅広く還元される補助金である。	
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など) (上記のように評価した具体的理由)	A ない
現在30種類の競技団体があり、直接や委託での執行は現実的ではない。	
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 (上記のように評価した具体的理由)	B ある程度達成されている
各競技団体の育成によりスポーツに親しむ環境作りが進んでいるが、生駒市スポーツ推進計画におけるスポーツ参加者数の目標には到達できていない。	
(3) 補助の効果(成果)	
①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
各競技団体の活動を通じて市民の皆様にはスポーツに親しむ機会を提供していただいている。	
(4) 補助内容の妥当性	
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○ (適合しない場合はその理由)
補助対象事業・補助対象経費	(具体的内容) (具体的内容) スポーツ協会加盟団体(各種目競技団体) 育成に要する経費
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	B 一部不明確な部分がある (適合しない場合はその理由)
補助率又は単価の設定根拠	(率又は金額の設定理由) (率又は金額の設定理由) 1種目競技団体 40,000円
③補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A 目的どおりである (適合しない場合はその理由)
④補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていない。	× ×の場合、下に再交付の内容を記載してください。
再交付を行っている理由	市内のスポーツ協会加盟団体への補助金であり、取りまとめている生駒市スポーツ協会へ一括して交付することが妥当である。
再交付先の名称、件数等	生駒市スポーツ協会加盟団体 30団体
再交付の金額・内容	全額
(5) 補助期間	
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。	× (適合しない場合はその理由) 期間を設定すべき補助金ではないため
(終期を設定している場合)終了年月日(西暦)	

(6)実績報告等		(適合しない場合はその理由)
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	×	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	1団体当たり40,000円のため
(7)今後の方向性		
①継続	判断理由(②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容も)	
	スポーツ協会加盟団体を育成補助することで、市民の皆様がスポーツに親しむ機会を創出し、「健康」「いきがい」「仲間」「まち」をつくるスポーツの発展を図ることができる。	
	H25年度の「補助金等の見直しに関する提言」を受けてからの対応状況は?(提言のあった補助金のみ)	

3.団体補助について ※団体への運営の補助の場合に記入

(1)交付先(団体等名)	生駒市スポーツ協会		(2)団体等の構成人数	40人	
			うち臨時職員	36人	
(3)交付先の構成団体の名称 (別紙添付でも可)	市内29競技団体(別紙参照)				
(4)当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他(ある場合は右に内容を記入)			
(5)((4)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由					
(6)補助金交付先の収支状況					
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
歳出決算総額	4,311千円	8,280千円	5,901千円	8,051千円	7,635千円
歳入決算総額	4,311千円	8,193千円	5,803千円	8,061千円	7,679千円
うち前年度繰越金	千円	98千円	10千円	45千円	82千円
積立金(R2年度末現在高)	千円				
(7)補助金交付先に対する市の出資状況	無	有の場合出資額	千円		
(8)交付先団体等の財務状況及び会計処理	判断理由				
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	○	市スポーツ施設の指定管理業務を受託していることや、総合型地域スポーツクラブいご増ッスルクラブを運営しているほか、自主事業として様々な事業を実施している。			
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。	○	毎年適切に監査を受けている。			
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	○	必要経費について確認できている。			

生駒市体育振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の体育及びスポーツの振興を図るため、スポーツ振興事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、体育振興に必要な次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、それぞれの補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は市長が別に定める。

- (1) 地区別体力づくり活動事業
- (2) 体育協会加盟競技団体等育成事業
- (3) スポーツ指導者養成事業
- (4) 総合型地域スポーツクラブ支援事業
- (5) スポーツ競技大会派遣事業

(地区別体力づくり活動事業等の申請交付手続)

第3条 前条第1号から第4号までの補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、生駒市体育振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、生駒市体育振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の補助金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかに

生駒市補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書及び契約書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、生駒市体育振興事業補助金確定通知書（様式第4号）により当該実績報告を行った者に通知するものとする。

（スポーツ競技大会派遣事業の申請交付手続）

第4条 第2条第5号の補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、生駒市体育振興事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該スポーツ競技大会等参加に係る関係書類
- (2) 収支決算書
- (3) 当該スポーツ競技大会等結果報告関係書類
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、額を確定した場合は、生駒市体育振興事業スポーツ競技大会派遣事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第6号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第5条 第3条第4項及び前条第2項の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び第4号補助金の決定の通知を受けた者は、当該事業の完了前に補助金の請求をすることができる。

(指示、監督及び検査)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要な指示をし、若しくは監督を行い、又は書類等の検査を行うことができる。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は生駒市補助金等交付規則に違反したとき。
- (2) 実施事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

体育協会加盟競技団体等育成事業補助実施要領

1 目的

本市の体育協会加盟競技団体等の育成を図るとともに加盟団体のスポーツ活動の強化及び活性化を図るための事業に必要な経費の一部を補助し、もって本市のスポーツの普及及び振興を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

体育協会加盟競技団体等が実施する事業で市長が認める事業。

3 補助対象経費

事業名	事業の内容
(1)体育協会加盟競技団体等 実施事業	体育協会加盟競技団体等が開催する各種スポーツ行事のため要する経費
(2)施設使用事業	各種スポーツ大会等を行うために要する施設使用料のうち、市が認定するもの
(3)スポーツクラブ育成事業	体育協会加盟団体（各種目競技団体）育成に要する経費

4 補助金の額

事業名	補助金内容
(1)体育協会加盟競技団体等 実施事業	各種スポーツ行事に要する経費
(2)施設使用事業	施設使用料で実費精算とする。
(3)スポーツクラブ育成事業	1種目競技団体 40,000円

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

